

第三十四回国会 参議院内閣委員会會議録第十四号

昭和三十五年三月三十日(水曜日)午後一時十四分開会

委員の異動

三月二十五日小柳牧衛君辞任につき、その補欠として津島壽一君を議長において指名した。

三月二十八日津島壽一君及び山本伊三郎君辞任につき、その補欠として小柳牧衛君及び秋山長造君を議長において指名した。

三月二十九日秋山長造君辞任につき、その補欠として山本伊三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君
理事 増原 恵吉君
村山 道雄君
伊藤 道雄君
横川 正市君

委員

伊能繁次郎君
大谷 繁潤君
木村篤太郎君
小柳 牧衛君
下條 康廣君
下村 定君
一松 定吉君
松村 秀逸君
橋本 哲夫君
矢嶋 三義君
山本伊三郎君
向井 長年君
辻 政信君

國務大臣

赤城 宗徳君
石原幹市郎君
益谷 秀次君

政府委員

總理府總務長官 福田 篤泰君
行政管理局長 山口 西君
官官房長 柴田 護君
自治庁長 門叶 宗雄君
官官房長 山下 武利君
防衛庁長 原田 久君
科学技術庁長 久田 太郎君
計画局長 大野 市郎君
農林政務次官 斎藤 誠君
農林大臣官房長 斎藤 誠君
水産庁次長 高橋 泰彦君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
會專門員 林田悠紀夫君

説明員

水産庁漁政部長 林田悠紀夫君

本日

の会議に付した案件
○自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○總理府設置法の一部を改正する法律案(第八三三号)(内閣提出、衆議院送付)

○總理府設置法の一部を改正する法律案(第四一四号)(内閣提出、衆議院送付)

○水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国の防衛に関する調査

(昭和三十五年度防衛庁関係予算に関する件)
○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野文門君)

これより内閣委員会を開会いたします。

最初に、一昨日予備審査のため本委員会に付託されました自治庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。石原自治庁長官から提案理由の御説明を願います。

○國務大臣(石原幹市郎君) ただいま議題となりました自治庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と要旨を御説明申し上げます。

申し上げるまでもなく、地方自治は民主政治の基盤でありまして、その健全な発達をはかることは、わが国民主政治の根柢を培うゆえんであると存じます。しこうして、地方公共団体はその本来の公共事務を処理するほか、国の行政もその大半は地方公共団体の手を通じて行なわれ、国税及び地方税を合わせた租税総額の六割以上は、これらの行政を遂行するために、地方公共団体の責任で使用しておるのであります。比肩する大きな責任を担っているものであります。

このように、地方自治はことに重要な役割を果たしており、その伸張と運営のいかんは、国政の上にもきわめて重大な関係を持つておるのであります。従いまして、中央各省と地方公共団体との間の連絡協調を一そう緊密にし、国政と地方自治との調和を保つて、地方自治の健全な発達と国政の適切な遂行をはかることがさきよる緊要でありまして、これがためには、地方自治に関する行政を担当する国の行政機関として、現在のような總理府の外局では、適当とは認めがたく、責任ある一省を設けることが必要であると存するのであります。

また、消防行政につきましては、その重要性にかんがみ、かねてその強化充実をはかる必要が痛感されておるのであります。現在これをつかさどる国家消防本部は、国の行政組織上の地位が明確でないものでありまして、自治体消防の本質とその地方公共団体の一般行政との深い関連にかんがみ、これを地方自治を所掌する責任省に統合し、その責任態勢を確立することが、消防行政を伸張させるゆえんであると考えられるのであります。これがため、自治庁に国家消防本部を統合して自治省を設け、国家消防本部は、その外局としようとするものであります。

以下、本法案の内容について御説明申し上げます。

第一は、自治庁設置法を改めて、自治庁を自治省とし、国家消防本部をこれに統合して自治省の外局として消防庁を置こうとするものであります。自治省の権限は、現行の自治庁及び国家消防本部のままであります。ただ、省の設置に伴い従来、内閣總理大臣の権限に属していた事務が、自治大臣の権限に移ることになりますので、これがため、必要な条文の整理を行なうことといたしました。

なお、消防庁の組織、所管事務及び権限は、従前の通り、消防組織法の定めるところによるものとしたのであります。

第二は、自治省の機構につきましては、内部部局はすべて現在の自治庁のままとし、附属機関として、従来の自治庁の附属機関のほかに、これまで總理府の附属機関であった奄美群島復興審議会を移管し、自治省を置くこととしたのであります。

第三は、自治省の設置に伴い、職員引き継ぎ、その他従前の処分等に関する経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行なうこととしたのであります。

以上が、自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、去る二月二十九日衆議院に提出され、三月二十五日衆議院本会議において可決され、即日当院に送付された、本委員会に付託されました總理府設置法の一部を改正する法律案(閣法第八三三号)を議題といたします。

○委員長(中野文門君) 次に、去る二月二十九日衆議院に提出され、三月二十五日衆議院本会議において可決され、即日当院に送付された、本委員会に付託されました總理府設置法の一部を改正する法律案(閣法第八三三号)を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題になりました総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明いたします。

この法律案は、総理府にその附属機関として、新たに對外経済協力審議会及び宇宙開発審議会の二機関を置くこととするものであります。

まず、對外経済協力審議会について申し上げます。経済協力が世界経済の平和的發展に果たしている役割につきましても、あらためて申すまでもありませんが、わが国にとりましても、国力と経済事情を勘案しつつ、最も効果的な方策により、これに貢献することは、きわめて重要な課題であると考えらるものであります。

もとよりわが国も、ここ数年来、海外投資、長期信用供与、技術協力その他種々の経済協力を行なってきたのでありますが、経済協力に関する諸外国の著しい活動に比して、なお検討を要する問題が多々あるものであります。

以上の観点から、政府としては、この際本審議会を設けまして、経済協力に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項について調査審議を行ない、もって将来、経済協力の充実、拡大を一そう推進するためのいしずえを固めたいと考えております。

次に、宇宙開発審議会の設置であります。御承知の通り宇宙科学技術の著しい進歩により、最近の宇宙開発進展は、まことに驚目すべきものがありますが、これに対応して世界各国の宇宙開発の態勢もまた急速に整備されるとともに、宇宙開発に関する国際協力の

態勢も漸次軌道に乗りつつあるところであります。

ひるがえって、わが国を見るに、宇宙科学技術に関する特定分野における研究は、世界的に高い評価を受けているものもありますが、大體いたしましていまだ萌芽期の段階にあり、宇宙開発の総合的推進をはかるべき態勢は整備されていまい実情にありませう。

政府におきましては、この実情に着目し、宇宙の利用及び宇宙科学技術の総合的に推進するための態勢を確立することといたし、科学技術庁設置法の一部改正により、宇宙科学技術に関する事務の効率的な推進をはかることとに、宇宙開発に関する重要事項を総合的な観点から、調査審議するため、本審議会を設置しようとするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(中野文門君) 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、去る二月十一日衆議院に提出され、三月十五日衆議院本会議において可決され、即日当院に送付され、本委員会に付託された総理府設置法の一部を改正する法律案(憲法第四十一号)を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題になりました総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明いたします。

この法律案は、総理府の附属機関であります訴訟制度調査会の昭和三十三年三月三十一日までの設置期限を昭和三十三年十二月三十一日まで延期しようとするものであります。

訴訟制度調査会は、行政の公正な運営と国民の権利救済をはかる訴訟制度の改正に関する重要事項を調査審議するため、昨年春総理府設置法の一部を改正する法律によって設けられたものであります。

設置にあたりましては、存置の期間をおおむね一年と予定し、この間に必要な調査審議を終了する方針のもとに、昨年六月三日第一回總會を開催して以来、今日まで鋭意調査審議を進めて参つたのであります。しかしながら御承知の通り、現行訴訟制度は、明治二十三年に制定された訴訟法とその後補足制定された個別法令によつて行なつたため、これが調査審議の対象は広範かつ多岐にわたつておりますこと、また訴訟制度の改善をはかるためには、現行制度の運営の実情等について調査を行なう必要があつたこと等のため審議が予想外に手間どり、調査会の設置期限の本年三月末までには審議事項の全部について審議を終了することが困難であることが明らかとなつたのであります。

調査会においては終始きわめて熱心に討論が行なわれており、委員からも、いましばらく時間をかけて遺憾なきを期したいとの意向もありますので、政府といたしましては、この際調査会の設置期限を本年十二月末まで九カ月延長し、審議事項すべてについて十分検討していただき、本調査会

設置の趣旨を全うしたい所存であります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(中野文門君) 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入りませう。政府側出席の方々は、福田総理府総務長官、山口行政管理局行政管理局長等の方々は、順次御発言願ひいたします。

○矢嶋三義君 議事進行について。総理府総務長官にお伺いしますが、ただいま具体的法案の提案があつて、これから質疑を展開しようとするわけですが、その前に伺いたいことは、総理府の昭和三十三年の予算並びに業務計画の内容等の説明をまだ承つていないわけですが、それはいつおやりになる御予定でありますか。私は、きょうは台風常態地帯対策審議会の方の関係でちよつと中座いたしますが、私の留守中でもけっこうですが、いつか適當の機会に……あなたの所管の予算並びに本年度新しい業務計画としてはどういうものがあるというのを一般的に説明をして、それから具体的な法案の御審議を願うというのが行政府としてはとるべき態度じゃないか。いつか御説明になる計画があるのでございませうか。プリントも何ももらつていないのですが……。

○政府委員(福田篤泰君) 三十五年の総理府関係予算につきましては、先般参議院における予算委員会で一応御説明申し上げましたが、そのことにつきましては、いづれ御連絡いたします。

○山本伊三郎君 訴訟制度調査会設置についての問題で二、三質問をしてみたいと思ひます。まず、最初に参考までに一つお聞かせ願ひたいのですが、明治二十三年にこの制度が制定されてから今日まで、訴訟の条項が六項目ございませうが、今日までどういふ訴訟がどういふ方面に多く出たか、これは一々列挙して説明はできないと思ひますが、主としてどういふものがどういふ方面に出されたか、こういう点を一つ御説明願ひたい。

○政府委員(山口西君) 古い資料は手元にございませうが、最近の状況について見ますと、一番多いものは国税関係でございます。それから次が地方税関係、それから特許庁関係、それから地方自治法、地方公務員法、それから労働関係、厚生省の社会保険関係、農林省、恩給、そういうものでございませうが、大體年平均いたしまして、受理件数は十八万件ぐらひでございます。

○山本伊三郎君 それで十八万件、膨大な訴訟件数になっておりますが、その結果、訴訟者の訴訟が開き入れられたというものは、大體どういふパーセンテージになっておりますか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 十八万件のうち、約十二万件程度が容認されております。

○山本伊三郎君 税金関係、国税、地方税関係が相当あるということでございますが、この国税、地方税に関する訴訟の内容は、主として、何と申しますか、不当な課税によるところの不服があると思ひますが、どういふ種類の訴訟であるか、一つ税金関係だけ

ちよつとお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 税金の關係は、更正決定に關する異議申し立て、それに關連する裁決の不服申し立て、そういうものでございませう。

○山本伊三郎君 もう一つお伺ひしておきたいのですが、社会保険關係、それから農林省關係があるというのですが、社会保険關係、農林省關係のやつは、どういふ種類のものであるか伺ひたい。

○政府委員(山口西君) 社会保険關係は、保険金額の裁定に關する不服の申し立てが主要なものでございませう。農林省關係は、主として農地の買収並びに農地の転換等に對する許可、不許可処分というものの對する異議の申し立てといふものでございませう。

○山本伊三郎君 それからも一つ問題を交えて、この提案理由の説明の中にちよつと触れておられますが、訴願法以外の補足的個別法令というものがあつたのですが、私もいろいろその後調べましたのですが、なかなかはつきりわかりませんので、主たる法令はどういふところにあるか、広範にわたると思うのですが、どういふものであるか、ちよつと参考までに聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 訴願法は、基本的な法律でございまして、現在の訴願制度の実情から申しますと、非常に大きな部分が單獨法で規定されておられます。そこで、一番大きな部分を占めております税金の關係では所得税法、法人税法というふうなものでございませうが、社会保険關係には生活保護法、健康保険法、厚生年金保険法、船員保

險法というふうなものの中に、それぞれ不服の申し立て制度を規定してあります。さういふものが一番大きなものでございませう。

○山本伊三郎君 それではもう一つ質問したいのですが、昨年六月から今日まで、これが実情調査を進められておるようでございませうが、主としてその調査會において、第一回總會とここに言われておりますが、その後いろいろと調査をされておつたと思ひますが、主としてどういふところに問題が集約されておつたか、こういう点を一つ、調査會の運営の内容をちよつとお聞かせ願ひたいのです。

○政府委員(山口西君) ただいま訴願制度調査會の方で、重要な論点として取り上げておりますものは、第一は訴願事項でございませう。これは基本法であります。現行の訴願法によりまして、非常に訴願事項が不明瞭になつております。と申しますのは、非常に古い法律でありますので、その後の行政事務の展開が複雑になつて参りましたために、はたしてどういふものが訴願事項として入るのか入らないのかという解釈上、非常に疑義が出てゐるわけでございます。そこで、現行の訴願法のような訴願事項の立て方を再検討して、一応原則としてすべての行政処分につきましては、訴願事項に入れるという概括主義をとるのか、あるいは従来のように列挙したものに基づきまして詳細に列挙することとするかという基本的な問題が一つ。

それから訴願の裁決庁でございませうが、訴願の裁決庁につきましても、現行訴願法制定當時から見ますと行政の組織が非常に變つておりますので、

はたしてどこに裁決権があるのかというふうなことが不明瞭なものがございませう。さういふ点で裁決庁をどういふふうに表示するかということが一つの問題になる。

それから次は、現行の制度におきましては処分をした行政庁を経由するという建前になつておりますが、権利救済という面からいって、はたして經由するといふことが適當かどうかということを一つの問題にいたしてございませう。

それから次は審級の問題でございませうが、現在は直接上級の行政庁に裁決権がございませうので、幾段階にもいけるという建前でございませうけれども、さうなりますと、非常に最終段階までたぐさになります。はたしてその必要があるかどうかというふうなことで、審級を一段階とするか、あるいは幾段階とするかといふことも一つの問題にしております。

それからさらに、訴願の期間が非常にまちまちになつておる。これは訴願法では一定してございませうけれども、その後出ました單獨法でそれぞれ違つた期間を書いておられます。これらをできるだけ統一したかどうかというふうな意見が一つの問題になつております。

それから次は教示制度と申しまして、これは外国の立法例などに最近あるのでございませうが、訴願はどういふ事項についてできるか、その裁決する役所はどこであるかというふうなことを、被処分者に教えるという制度でございませう。これを原則的にとるかどうかというふうなことを。

それから執行の停止の問題でございませう。訴願を提起した場合に、直ちに行政処分が執行を停止されることにするの、あるいはそれを原則として停止せず、職権または申し立てによつてその裁決定するかどうかという点で現在までのおもな審議事項となつております。

○山本伊三郎君 大体わかりました。が、実は訴願された、いろいろ、まあ実際に聞いてみたこともあるのです。が、この訴願者のいわゆる訴願期間と申しますか、六十日という制限があるのですが、訴願された後の裁決についての裁決権側の義務期間というものが、今度の調査會でさういふものを考へておるかどうか。相当、期間が長くなると、訴願者は非常に利害が大きくなつてございませうから、この点どうなつておるか、ちよつとお答へ願ひたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) その点につきましても、ただいま論議されておりますが、その期間はさらに訴訟を起す場合にどういふふうに取り扱うか、いつまでも裁決が行なわれないという場合には、いわゆる訴願前置主義で、訴願が先に行なわれてから訴訟を、訴願の裁決が行なわれた後に訴訟を提起できるといふ、まあ一応の原則でございませうけれども、それをどの程度の期間内にすべきかといふことを明確にしておいて、その期間が経過した場合に、訴訟を起すといふ道を認めるか、さういふ点も現在論議されております。

○山本伊三郎君 まあ、その点は極力一つ考慮していただきたいと思ひますが、それからあと二点あるのです

が、一括して、時間の關係で、簡単なことですから質問いたします。これは九カ月間延長するという内容でございませうが、九カ月間ではたして調査會の任務が完了するかどうか。それから、現在の訴願制度調査委員の顔ぶれが、本日資料として配られました。が、この委員はそのまま継続して委員に當たるのか。この点、一つ二つを合せて御答へ願ひたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 期間の延長は九カ月をお願いいたしてございませうが、本年未までの予定でございませうが、これは当初一年の予定でございませうのでありますが、非常に外国の制度なども調査會の方で調査をされました關係上、非常に手取り直して、現在の状況では将来のスケジュールを組んでみますと、どうしてもあと九カ月くらいは延長をお認めいただきたいといふこととございまして、これは調査會の方からも強い御要望がございまして、それで私もいたしましては、具体的に調査會のスケジュールを検討いたしました。九カ月で結論をいたしたわけであるといふ見通しを立てましたので、延長方をお願いいたした次第でございませう。

委員につきましては、現在の方々にそのまま継続して御就任をいただく予定にいたしてございませう。

○村山道雄君 私の尋ねたいこと、大体山本さんがお聞きになったのですが、補足して何いたしたいと思います。訴願が十八万件程度あつて、十二万件程度を容認になつておるといふことを伺ひましたが、その中でさらに裁決が不服であるといふので、訴訟の提起され

た件数はどれくらいでございますか。

○政府委員(山口西君) 最近の五カ年の平均でございますが、出訴されました者は年間平均四百七十件程度でございます。そのうち六十五件は裁決を経ずに出訴をしたものでございますので、御質問の裁決を経て出訴したものにしましては約四百件余りという程度になっております。

○村山道雄君 訴訟制度調査会で御議論になった問題については伺いました。が、大体今までに何回ぐらい会合が持たれたか。あるいは委員会というよりもものに分かれておれば、その委員会が幾つあってその会合が何回ぐらい持たれたかというような審議の経過をお話しいただきたい。

○政府委員(山口西君) 委員会は総会と小委員会に分かれております。そのほか附属いたしております幹事会を開いております。総会は現在まで九回開いております。それから小委員会は八回開いております。そのほか約大体の中間に整理のための幹事会を開いておりますので、これがやはり月二回程度やっております。

○横川正市君 この訴訟委員の出欠表といいますが、大体まあその他のこの種の委員会でもいつも問題になりますのは、会の進行が思うようにいかないのは、やはり委員の兼職とか兼任等によるところの非常に多いというところの問題があるのだということ。が、こういう点がたびたび指摘をされて、委員の任命については、十分その点考慮されるようという要望が委員会に何回も出ています。その点から見て、この訴訟制度調査委員の出欠についてはどういふ記録になっておりますか。

○政府委員(山口西君) 委員の方の人事にあたりましては、この業務の關係上非常に専門的な法律知識を要しますので、多少ほかの委員会と重複する方もございます。特に行政事件訴訟特例法と密接な關係がございまして、行政事件訴訟特例法の審議は、法務省に附属機関として置かれております法制審議会が討議されておりますので、その委員の方とはこれは特に重複してやっていた方が便利であるということ。で、一部重複して任命されております。出欠の状況でございますが、これはいろいろ皆さんお忙しい方でございますけれども、日時等をよく事前に打ち合わせいたしてやっております関係上、ほとんどの委員の方が出席されておりますが、率で申しますと、約八、九割は出ておられるという状況でございます。特にそのときに審議事項につきまして特別に専門的な知識を持つておられる方には、よく事前に打ち合わせをして日時をきめておりますので、そういう点では委員の出欠の状況につきましては、審議の状況から見ましてはなほ遺憾であるというような状況は、今までのところは見受けられておりません。

○横川正市君 提案の理由の中に説明をされておられるわけなんです。これはこの訴訟制度審議会を作るために提案されたときにすでに予測されておった問題が、たまたまさらにこの委員会を九カ月延伸をするという理由になっておるわけですが、その運営とか実情とか調査でこれは当初の発足当時に考えておったこととそこを来たしたのは、どの辺にその理由があるのか、言いかえれば九カ月延伸したらこれはもう完全

にこれらの問題を審議してあとは立法の段どりに入れる、あるいは国会へ提案することができると、こういうふうな安心していいのでしようかどうか、その点伺いしておきます。

○政府委員(山口西君) 訴訟制度に關しましては古くから議論がありまして、問題点として出ておりますものは、実はそう新しい問題ではございません。これは御指摘の通りでございます。ただ、最初審議をお願いしました目標といたしましては、現在の訴訟制度の根本になります点が、つまり権利救済という点について現在の制度では十分でない。そこで、この制度の基本的な考え方をどういふふうにしていくかという基本方針について十分御審議をお願いしたい、かように考えて発足したわけでございまして、調査会を開いて具体的に審議をされて参りますと、いろいろ新しい提案のようなものが出て参ります。問題点はおおよそ予想された通りでございます。その解決の方策としまして、最近外国の立法例などがだんだん変わって参りましたので、そういう点につきましての知識も、調査会の方に反映されて参りましたので、なるほどせつかく調査会をやるからには、もう少し時間をかけてしっかりとしたものにした方がよくないかというように、実は根本方針だけにしますとあとで法律案に、これを政府としまして作りますのに、さらに非常に時間がかかるのでございまして、調査会の方で一步進めて十分論議していただければ、あとの法律案作成の方の作業というものが、従って早くできるであらう、かような考えから特に調査会の方の非常に強い御要望もあ

りましたので、御熱心にそういうことを論議していただけるのでございますから、せつかくこの機会であるから、さらに深く検討していただく、かような考えになつたわけでございまして。

○横川正市君 この設置法關係の共通した問題として、私たちは常に審議のときには前提条件としては、それぞれ責任者に質問をいたしては、設置法共通の問題については常に注意をしておらうというわけなんです。ですから、これはまあ総務府総務長官が御出席でありますので、たとえば裁判關係の審議会のときのような状況が、まあこれは例としてはあまりこれには適切じゃないかと思うのでありますが、非常に片寄った委員によつて片寄った結論しか出ない。しかも、世論は相當審議会と違つた方向に動いていっているというようなことが生まれることは、これは私どもは運営上必ずしも賛成すべき問題じゃないかと思うのです。そこで行政の公正な運営と、国民の権利救済をはかるためだという訴訟法ですから、その意味では私は会期を延伸をすることに対して賛成をいたしますが、運営については十分一つ留意していただきたいと思います。同時に、設置法は現行の設置法、それからこれからの作られる設置法、いろいろあるわけですが、まあ後日にそれぞれの審議内容それから進捗状況、こういった点について一度説明いたしたい、こう思つておられますので、この点の要望を合わせてお願いをいたしておきたいと思つております。

○伊藤顯道君 だいが委員からの質問がありまして、二、三点について、要点だけお伺いしたいと思つてます。

○伊藤顯道君 申し上げるまでもなく、この訴訟制度は二十三年に制定された訴訟法とその後補足的にできた個々の法律からなつておる。そういう観点からすると、もうずいぶん古い法律であつて、新憲法下には、当然これは国民の権利を守る、救済するという立場から、当然改正されなければならぬと思う。従つて、この法案自体に対しては、もう心から賛成するわけなんです。ところが、そうだとすれば、そんな大事な早く改正しなければならぬものを、明治二十三年以来今まで長年放つておいたということについては、これはまあ当面現在の皆さん方ということになつて、政府としてはまことに怠慢かつ無責任のそしりは免れないと思つておるんです。この点総務長官としてはどうお考えですか。

○政府委員(福田篤泰君) お尋ねの点であります。行政事件訴訟特例法と非常に深い關係が訴訟制度にあることは御承知の通りでございます。この關係のある特例法の問題について結論を見出す時期がまあ来たわけなんです。そこで、この問題が改正と申しますか、再検討という段階がきたというわけでございます。

○伊藤顯道君 さつき行政事件訴訟特例法との關係、これはまあ法制審議会が審議しておると思うのですけれども、ね、現在でなくして。従つて、総務長官、あなたに直接責任があるとは申し上げていないのですが、二十三年の制定でよろしい。そうして新憲法下通算すると相当古い法律であるわけですね。新憲法が生まれてからももう相当たつていいるにもかかわらず、今ごろになつてようやくその必要を感じて改正

しようとしたことに、政府としての怠慢があるのではないか、無責任ではないか、そういうことを伺っているわけだ、これが予定通り一カ年間の予定でこの調査会が結果を得られないで、あと九カ月延ばしたいのだという、そのことを伺っているわけではないのです。

○政府委員(福田繁泰君) 御意見の点は十分承ります。

○政府委員(山口西君) 御参考までに申し上げますが、お説の通り、非常に古い法律なものでございまして、改正の議はしばしば起こっております。先ほどもちよと申し上げましたけれども、一番古くは第四帝國議會、明治二十六年に提案をされておりますが、これは貴族院で審議未了になっております。それから次は第十三回帝國議會、明治三十一年でございまして、これにつきましても貴族院で審議未了でございまして、衆議院の方は全会一致で可決されております。それから第十六回の帝國議會、明治三十四年でございまして、これは政府提案でございまして、やはり貴族院で審議未了になっております。その次は、第四十六回の帝國議會で大正十一年でございまして、これも衆議院で可決されましたが、貴族院で審議未了になっております。それから昭和の初めになりまして、昭和三年の二月に臨時法制審議會へ諮問されて、その答申として改正要綱が出ておりますけれども、これにつきましても、その後帝國議會へは提出されておられません。終戦後におきましても、終戦直後に行政裁判法が廃止されました、それに関連しまして行政事件訴訟特例法が制定されたために、政府部内

では一応部内検討をいたして参つたのでございます。しかし、今までのところいろいろ議論がありまして、ついに成案を得るに至らなかつたわけでございます。で、やはりこれは広く最近の新憲法下における国民の権利擁護という事態に立つて、広く学識経験者の御意見を伺つた上で根本的に改正したい、そして行政事件訴訟特例法との関係につきましても、十分調整ができるように対処をいたしたいということと、実は訴訟制度調査会と行政事件訴訟特例法、これは法制審議會の小委員会が討議いたしておりますが、それと十分連絡をとつて調整を十分とつた上で結論を得たい、かような方針である次第であります。

○伊藤顯道君 今申し上げた点は、ただ単に現在の一政府に責任があるというだけでなくして、二十三年以降の歴代の政府に責任があるかと思つて、従つてこれ以上追及することはやめませんが、そこでこんな古い法律であつたから、ずいぶん古い法律を扱つてきたわけですね。従つてどこに欠陥があるか、どういふところに問題点があるかというところについては、もう十分現在の当該官庁としてももう知り尽くしておつたと思つて、相当古い法律であつたから、ずいぶんその間に、審議未了、審議未了とはいへ、その間に研究も重ねてきたから、従つてそれほどの点が明確になつておつたものについて、これはまあ一年なら一年、一年半なら一年半というふうに、あらかじめこれをなぜせうというふうに最初から計画がずさんでなくして、精密に打ち立てられなかつたか、こういう点については、やはりいささ

か責任があらうと思つて、他の審議會とか調査会等については、例外はございませうけれども、大部分が既定の期間内で任務を完了してゐる。そういふ中でこの法制審議會について、いまだに結論が得られぬということについては、責任があらうと思つて、この点はいかがでしよう。

○政府委員(山口西君) ただいま御指摘の点につきましては、まことにごもつともな点があるのをごさいます。実は当初の計画が率直に申しまして、まあ、あとから考へておるわけでございますけれども、非常に無理であつたといふことは認めざるを得ないと思つた。ただ、ああいふふうな計画にいたしましたのは、行政訴訟特例法の方の結論が、大正三十四年度中に出るといふような予想であつたわけでございます。で、それは法制審議會の方との連絡でございますが、法制審議會の方もそのおつもりでおつたようでございますけれども、その法制審議會の審議が多少延びて参りまして、実はやはりこの九月十月ごろに最終の結論を出すようになる、かようなことを申しておるわけでありまして、そこで時間がありますれば、どうせこれは実施の際には同時にやるといふ建前になるのがよろしからうと思つたので、その方と歩調を合わせてやつていくという建前からは、多少こちらの方で時間の余裕を見て審議をして、十分尽くすべきものを尽くしていくということが可能であらう、まあかようなことでやつたわけでございます。実は当初の計画が多少無理があつたといふことは、御指摘の通りであらうと思つ

○伊藤顯道君 これについては委員が十七人で、幹事が二十五名ですか、計四十二名の方が一年間真剣に取り組んでも、なおかつ成果を得られないほど、事ほどさうに複雑なものであつたとも考えられないのです。この調査会が申し上げるまでもなく、昨年四月に設けられたと思つて、そうしてそれから約二カ月たった六月になつて、初めて第一回總會が開かれておるといふふうに、せつかくこの設置を得たのに、発足がもうすぐにおくれている、スタートがおくれている、そういうことから、前半ではゆつくりかまえておつて、近ごろになつてあつて出している、後半で非常にあせつてきたといふふうにも考えられるわけですね、今の事例からしてです。そういうところは、はなはだまずかつたと思つて、今、そういうふうに率直に認められますか。それとも事實はそれに反しておるなら、そのように一つ納得いくよう、御説明をいただきたい。

○政府委員(山口西君) 訴訟制度調査会の設置に関する法律並びに調査会令、政令は、昨年の四月十六日に施行されておるわけでございます。それでその後直ちに委員の人選に着手したわけでございますが、専門的な知識を要する関係上、その選考について当初の予定された方が、まあいろいろの御本業の関係で引き受けられないという事例もございまして、そういう関係で人もそう得られないものですから、特殊の知識経験を要しますので、選考が多少延びたという点もございまして、特に大学の教授や裁判官の方をお願いいたしましたのでございまして、これらは手続が要りますので、その方の手続もござ

いまして、一カ月あまり法が施行されましたから任命までかかつたわけでございます。五月二十五日に発令をされたといふような状況でございまして、できるだけ急いでいたつもりでございますけれども、そういうような関係で、直ちに発足するというにはできなかつたことは、はなはだ遺憾に存じます。

○伊藤顯道君 この点は、先ほど御指摘いたしましたけれども、この調査会の結論がおくれている一つの理由として、この訴訟制度と密接な関係のある行政事件訴訟特例法ですか、これを扱つておる法制審議會の審議もおくれておつたといふような関係もあつた。そういうふうに御説明ですが、それはわかりませんが、今後案ぜられるのは、あと九カ月、いわゆる本年一ぱいで、今度は大丈夫確信を持つてこの法制審議會の方も、先ほど御説明のあつた大正九月ごろには成果を得られれば本年一ぱいで、いわゆる九カ月の延長で完全に成果を上げ得るのか。そういう点については、まあ確信があつてのことだと思つて、それと、今までの事情もございまして、そのところを一つ責任を持つてもう一度伺つておきたいと思つた。

○政府委員(山口西君) 今度さらに九カ月の延長をお願いいたしまするにつきますと、スケジュールを組んでいただかしまして、調査会の方のスケジュールをよく検討いたしました結果、九カ月をお願いしたわけでございます。法務省の方の法制審議會の進行状況につきましても、十分連絡をいたしまして、九カ月で必ず御答申をいただける、かような見通しのもとに、

九カ月の延伸をお願いした次第でございまして、さらにお願ひをするような事態にはならないと確信いたしております。

○伊藤道雄 此の訴願については、いろいろ問題点が多からうと思ひます。わけて先ほど山本委員からも御指摘がございましたように、訴願が出されてから審査が始まるまでに相当日数を要してゐる。審査がおくれておりますから、従つてその裁決もおくれてお出ないで、幸いこちらの主張が通つて希望通りになつても、もうそのときおそれ、もう何らその成果を得ても、何らの効果もなかった。そういうような事例が非常に多いことを私知つておりますけれども、それではまことに遺憾のきわみで、せつかく国民の権利を救済しようというこの訴願制度に對しては、非常に賛成するものですが、そういうことではなかなか実情に沿わぬと思ひます。かくては、国民もだんだんあきらめて、そういうみずから権利を放棄する方向に向つてしまふ、それでは一大事だと思ひます。そこで何をしたいのは、今度の改正にあつて、そういうところは十分審議をされておると思ひますが、特にこれは非常に重大な問題点であると思ひますので、特にそういう点に意を尽くしていただきたいということ、そういう御用意はございますかどうか。これは総務長官にお願ひをいたします。

○政府委員(福田憲泰) 訴願制度の建前から申しまして、御質疑の点は全く同感でございます。従来となく見られたそういう欠点と申しますか、そ

ういふ弊害がないように十分に今後注意してやつて参りたいと思ひます。

○辻政信 あまり大きな問題じゃないんですが、お出しになった提案理由の説明を見て驚いた。鋭意調査審議を進めて参つたと書いてあります。しかし、この提案理由の説明を見ると九カ月延ばす。こんなものは民間でやつたら一週間とかへカン詰めてやつたら結論が出る問題です。それを九カ月でもつて、結論が出ずにもう一べん延ばす。そうして、れいれいし今日まで鋭意調査審議を進めて参り書いてある。中身は一月一回、これが役所の仕事の怠慢なモデルだと思ひます。こういう調査会があつたにもつちにも数えきれぬほどある。これを整理することこそが、福田さんの仕事であつて、こういうサボつた、いかげんと言つたら失礼かもしれぬが、一月一回ぐらいお茶を濁して集まる会合を延ばすことが、総務長官の仕事ではなからうと思ひます。これからの問題もありませんから、総務長官としての決意を承つておきたい。

○政府委員(福田憲泰) 総理府として、先般の行政管理局からの、いわばむしろ審議会その他は整理していく、簡素化していくという方針は私も守りたいと考えてございます。ただいま御指摘のような点につきまして、この訴願制度の問題については、十分今後九カ月の延長を認めていただいた場合に、そういう非難、あるいは批判の起こらないように十分注意し、行政管理局その他関係方面にも督促いたしまして御趣旨に沿ひたい、かように思ひます。

○一松定吉 私はおられて参りましたからよくわかりませんが、一体改正法律案の調査研究についてほとんど一年を要して、しかもなおあと九カ月必要だといふ点については、どの点が非常に審議に手間取つて慎重審議しなければならぬのかといふ、その一つ具体的な事実、どの点がそういうことであつたか、それを一つ明らかにしていただきたい。どの点がそういうふうに調査研究にひまがいつたのか、具体的な事実を明らかにしていただきたい。

○委員長(中野文門) 先ほどその点に關連した質疑応答があつたように思ひますが、一松委員、多少おられて参つておりますので、重複しない範囲で御答弁をお願いします。

○政府委員(山口西吉) 訴願制度という言葉が非常に不明確でございます。訴願法においても訴願とは何かといふことが書いてない。それで現在訴願の内容といふものは、いろいろの言葉で異議申立てでありまして、再審査の請求であるとか、いろいろの言葉で言われてゐることを総括して訴願と言つております。訴願法では訴願でございといふことが書いてあるだけで、その訴願といふものはどういふものかといふことが書いてないわけですが、そこで、一番最初に訴願制度として確立する場合に、その性格を明確にするという問題で、これは主として学者側の意見が多かつたわけでございますが、現在異議の申し立てといふもの、これが行政の決定をするまでの一つの段階として行政決定段階の作用としての異議申立といふ制度がある、それから審査の請求決定が行なわれた後において、

最終的決定の後において、それを審査してもらふといふもの、それからその裁決があつた後に再審査をするもの、それからさらにこれは大要的なものでございまして、準司法的手続をもつてやります第三者の機関が行なうものがあつたわけでありまして、そういうふうなもの性格を分けて取り扱ふなければならぬという議論が相当綿密にかついろいろ違つた御意見が出まして、それらを結論を得ていくといふことに総会におきましては相当長く時間がかつております。そのために外国の制度なども、ごく最近まで法律にならぬ法案程度に研究されておるものも検討していただくことがございまして、事務的にいふものものために相当日数を要したような關係でございます。

○一松定吉 御説明はさうでありまして、この訴願といふやうなもの、その性質がわからぬといふやうな最終的決定の後において、それを審査してもらふといふもの、それからその裁決があつた後に再審査をするもの、それからさらにこれは大要的なものでございまして、準司法的手続をもつてやります第三者の機関が行なうものがあつたわけでありまして、そういうふうなもの性格を分けて取り扱ふなければならぬという議論が相当綿密にかついろいろ違つた御意見が出まして、それらを結論を得ていくといふことに総会におきましては相当長く時間がかつております。そのために外国の制度なども、ごく最近まで法律にならぬ法案程度に研究されておるものも検討していただくことがございまして、事務的にいふものものために相当日数を要したような關係でございます。

なことを、今お話しになりましたが、これは憲法がいわゆる国民の基本的人権の擁護に關する規定をきめておるのだから、憲法の第三章の規定の訴願制度それから請願制度、それから損害を受けたときにおいては、法律の定めるところによつて国に對し、もしくは団体に對して損害の賠償を請求することができるといふ、その憲法の第三章の国民の権利義務といふのを基礎にして定めるといふことではなければ、これはいかに学者が外国のものが云々といつてもきまりません。この憲法の国民の権利義務がもとなんですから、これを基本にしてあなたの仰せになつたやうな点を研究すれば、私どもの考えでは、さう長からぬと思つておる。それを一年もかかつてもできぬ、もう九カ月延ばしてほしい、さうするともう九カ月延ばしてきつとできるといふと、これはいよいよあなた方が断言はできませんが、こういう点がやつぱり最高機関である国会で問題にしておる点だと私は思ふのだが、こ

ういふ点については、今の委員の顔ぶれを見ると、弁護士や大学教授や判事の専門家が、それから法制局、法務省の専門家が、それがそれなひまが要りますか。やはりわれわれも専門家が、さういふ点についてはもう少し勉強して、一つ総務長官やその他の方が研究をしてやればよいやうなことでは、なかなか私は促進しないと思ふから、今度は一つ私どもは今社会党の諸君などの御意見のやうに、ほんとうに徹底的に調査するやうなことでなしに、専門的にかかるといふやうにしておやりになれば、そんな

に長くかかるかと思ひますが、そういう御方針で一つ進行せられるようなことを特別にお願いいたしますから、その点について一つ関係当局の御意見を承れば、私はもう満足しますから一つ。

○政府委員(福田繁泰君) 御指摘の通り、十分能率を上げたいと考えております。

○一松定吉君 どうか一つお願いしまして、一つこういうような問題で結局、委員の怠慢、怠慢という言葉を聞かせるかと思ひますが、われわれから見れば怠慢のそしりは免れないということでは間違ひない。そういうことで国費を五十万も使うようなことは、やはり將來御注意相なるように特別にお願いいたして私の質問を終わります。

○委員(中野文門君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。総理府設置法の一部を改正する法律案(閣法第四一號)の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(中野文門君) 多数でございます。よつて本案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(中野文門君) 次に、水産庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に続いて質疑を行います。政府側出席の方々は、大野農林政務次官、高橋水産庁次長、林田水産庁漁政部長の方でございます。

質疑のおありの方は、順次御発言願います。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○山本伊三郎君 それでは前の委員会に引き続いて、二、三水産庁当局に質問をしてみたいと思ひます。この前の答弁では十和田湖のふ化場を廃止するということについての説明があつたのですが、廃止された後の施設、私、聞くところによると相当歴史的なものであるらしいですが、これは一体どうされるのであるか、あとの施設はどうされるか、この点一つ聞かしていただきたい。

○政府委員(高橋泰彦君) ただいまの國でやつておられますふ化施設は、秋田県の小坂町十和田というところにござ

います。和井内氏より借用にかかると國有財産とあるわけでございますが、まず、この廃止後の施設の処置についてでございますが、和井内氏より借用いたしました分につきましては、和井内氏に返還することとしております。國有財産は普通財産として大蔵省の方に移管いたします。大蔵省において適宜処分されることとなつております。なお、秋田、青森両県におきまして、事業実施上、払い下げを受ける希望があれば、大蔵省に對し、払い下げが受けられるようにあつて、その労をとりたいという考えでございます。

現在人員が、定員三名でございますが、このうち二名が欠員でございます。現在おられます場長たる一名につきましては、水産本庁または附屬機関に引き取る予定でございます。なお、非常勤職員二名につきましては、それぞれ両県に引き継がれる予定となつております。

○山本伊三郎君 この前の、実は、答弁では、秋田、青森両県が引き続いてやるということですが、その後今日まで一週間あまりしかたつておりませんが、青森、秋田の意向がどうなつてきているか、もし、おそろくそういうことではないと思ひますけれども、國の方の補助金が四百何万あるのござい

ますが、それでなおやらないという場合には、この十和田湖のふ化事業に支障を来たさないかと、この点一つ御答弁願ひたい。

○政府委員(高橋泰彦君) これは青森、秋田両県で國の事業を引き継ぐというところに円満にすでに協議をとけて

おりまして、その後変化はないわけでございます。

○山本伊三郎君 なお、この前に実は、局長さんでしたか、こちらの方から強く希望を申し上げておきました

が、これが秋田、青森両県に引き継がれた後に相当年間の負担も出てくると思ひます。ことに、ご存じのように、秋田、青森は東北六県のうちの二県でございますから、非常に財政状態がよくないことは知つております。

従つて、財政的にも相当負担をかけるいふやうに、國の方も十分今後これに對し支援態勢をとつてもらいたい。この点を一つ要望しておきます。

それから次に、質問でございますが、支笏湖のふ化場に、今後、あそこ全国的に出されるものを、種卵をそこで養ふということになつておるので、それに伴つて、支笏湖のふ化場、これは國營のものでございまして、これを拡張増設する計画があつたのかどうか。この点、一つ。

○政府委員(高橋泰彦君) 今後、種苗事業を県の方に移すわけでございますが、この國營のサケ、マスについての事業は、ただいま御指摘を受けましたように、支笏湖が中心にならうかと思ひわけでございまして、今までの事業を見ますと、ほぼ全國のヒメマスに對します。卵に對する要望を満たして十分だといふふうに判断しておりますので、引き続き現在の規模で継続すれば十分であらう、このように考えておりました。特にこの際拡張するやうな計画は今のところは持ち合わせておりません。

○山本伊三郎君 それでは総括的なことを、十和田湖に直接関係のない質問

なんです、参考までに聞いておきたいと思ひます。

内水面を利用したいいわゆる漁民も相当全國にいる。これはヒメマスだけに限らないのです、全般的に。それについて実はこの前の答弁にもちよつとあつたと思ひますが、最近、実は各工場が沿岸にできた。それからダム

の建設その他、農業による被害が相当あるといふことを聞いておりますが、こういうことで、全國の内水面を利用した漁業の保護と申しますか、これについて水産庁はどういう考えを持つておられるか、それを一つ全般的な考え方一つとして聞かしていただきたい。

○政府委員(高橋泰彦君) 現在の生産額から申しますと、内水面の漁獲量はそれ自体は、海の漁獲量に比較いたしますと少ないことは御指摘の通りでございますが、しかしながら重要性がないといふわけではございませんで、現にこの内水面に依存しております漁民の方々が相当数ございます。なるほど海に比較をいたしまして、事業漁民は少のうございまして、しかしながら半農半漁と申しますか、ないしは自家用の栄養源といたしましての内水面のウエーと申すものは、まだまだ高いものがあつるかといふふうに考えておる次第でございます。なお、これに對しまして、どういふような考えをとるかといふことでございまして、まず申し上げたい点は、内水面の漁業を拝見いたしますと、現在のところでは、その後における電気事業の発展から考えてみましても、自然のままに放置するままでは、かなり減亡に瀕するやうな河川が少なくはございません。従いま

してそのまゝに、ただ目の前におる魚

を取るというだけでは、なかなか引き続きこの大事な魚を継続的に供給するといふことが不可能な時勢になつておりましたもので、どうしてもその点は関係者が一致協力して、種苗その他の増殖施策を講じさせんと、内水面漁業といふのは将来なかなか憂慮しなければならぬことに相ならうかといふふうに考へております。

従ひまして、そういう観点で現在も施策を続けておるわけでございまして、この施策につきましても、簡略に御説明いたしますと、まず二つございまして、一つは、必要な場合には河川その他の内水面におきましても、地元漁業協同組合の設立を待ちまして、これに適正な漁業権を与える仕組みをとっております。しかしながら、この漁業権は、単に天然のものを採捕するだけでは漁業権を免許することはいたしませんで、増殖といふことを条件にして、そのふやした魚をでたらめに取つてもらつては困るという趣旨で内水面の漁業協同組合にそれぞれの増殖のための漁業権の免許をするというような制度を講じております。これが制度的な対策の一つでございまして、

次は、この水面の利用制度ではなくて、問題は種苗を放流することが肝心でございまして、その点については必要なものにつぎまして、特にアユにつぎましては、その放流事業の助成をはかつておるのでございます。その他、増殖させることが必要な魚につきましては、増殖施設についての補助金といふものを出しまして、増殖事業の推進をはかつておるわけでござい

ます。なお、制度的に、以上の漁業権制度のほかは、禁漁期、あるいは禁漁区、あるいはからだの長さの制限といったような、これは多少消極的かとも思いますが、しかし効果は相当だと思ひますので、そういったような取り締まりの面につぎましては、県の漁業調整規則その他で規制いたすことにいたしまして、それぞれの目的を達すべく現在努力中でございまして。

○山本伊三郎君 最後にもう一点一つ質問しておきたい。これは参考までに聞いておきたいが、附属機関として第七条の二に、水産研究所、水産講習所があります。日光養魚場と、北海道のサケマス化場、十和田湖は今問題になつておりますが、これは一応わかりませんが、水産研究所と、水産講習所が、内水面の水産研究所あるいは水産講習所が何カ所どこにあるか。それからこれも参考までに外海の、水産研究所、水産講習所は何カ所あるか、これを一つ参考までに。

○政府委員(高橋泰彦君) 水産関係の研究機関についての御質問でございしますが、これは現在八つございまして、そのうちの二つが内水面を専門に研究する機関でございまして、現在東京都下の日野に所在してございまして、それから申しおくれましたが、なお県の、これは県の試験研究機関ではございせんが、県にはそれぞれ水産試験場がございまして、重要な内水面を持つ府県におきましては、それぞれの試験場に置きまして、漁民とかかなり密接な結びついた試験、指導をやつておられるわけでございまして。

○山本伊三郎君 水産講習所は併置されておるのですか、研究所に。

○政府委員(高橋泰彦君) 現在下関に設置されております。

○一松定吉君 十和田湖に関する増殖事業を国家が廃止するといふことはよくわかりませんが、廃止する理由もわかりません。廃止するならば、今まで国家が経営しておつたすべての施設は、秋田、青森にそのまま移譲するのでしょうか。

○政府委員(高橋泰彦君) 新しく建物を作りまして、これは国で全額持つわけでございますが、新しく建物を作りましてやるように手配してあります。

○一松定吉君 そうすると、国営を廃止することによつて新しく家を建てなければならぬのですか。おかしなことだ。

○政府委員(高橋泰彦君) 先ほど申し上げましたように、国有に属するものと、それから和井内氏から借りてある建物、こう二つあるわけでございます。従ひまして国有になつておりますものは、大蔵省に移管し、和井内氏から借りてあるものは和井内氏に返還するといふような考え方をとつております。

蔵庫、そういうふうなおもにふ化放流に關係してあります施設は和井内氏より借用しておるわけでございまして、並びに池も借用しておりまして、従ひましてこれは和井内氏に返還する必要があるわけでありまして、それからその後、二十七年に国有にいたしましたのは、国有財産としてつけ加えたものは事務所、十一坪の事務所とかあるいは門とか給、水道、照明装置、そういうふうなものでございまして、大した施設はないわけでありまして、それで国有財産は大蔵省の管財局に引き継ぎまして、これは県の方へあとで引き継ぐといふふうなことを考へておる次第でございまして。それで今回四百七十五万円です。それで今回四百七十五万円です。それで今回四百七十五万円です。

○一松定吉君 それならよくわかりました。ただね、将来再び国家がこの秋田、青森に向かつて、こういうふうな費用を年々補助するといふことはもうないわけだね、それで。

○説明員(林田悠紀夫君) 将来はもう県営でやる事業でございまして、国としてはいくらも施設についてやろといふふうなことは考へておりません。

○一松定吉君 これでおしまい、つまり秋田、青森をして仕事をやらせるについては、これだけの補助をしてやらぬと仕事ができぬから、国家が補助してやろ、そして秋田、青森をして安心して仕事のできるようにさせて、あとはもう青森、秋田にまかせて、国家はこれに關係しないんだと、そういう意味で四百七十五万円といふものが今度要るんだと、こういう意味だね。

○政府委員(高橋泰彦君) その通りです。

これを随意に繁殖事業に当たらせる、こういう意味だね。

○説明員(林田悠紀夫君) さうでございます。

○一松定吉君 それならよくわかりました。ただね、将来再び国家がこの秋田、青森に向かつて、こういうふうな費用を年々補助するといふことはもうないわけだね、それで。

○説明員(林田悠紀夫君) 将来はもう県営でやる事業でございまして、国としてはいくらも施設についてやろといふふうなことは考へておりません。

○一松定吉君 いや、それならわかりました。

これを随意に繁殖事業に当たらせる、

○説明員(林田悠紀夫君) さうでござい

○一松定吉君 それならよくわ

○説明員(林田悠紀夫君) 将来はもう

○一松定吉君 いや、それならわか

が至当かというふうに考えております。

○横川正市君　そうすると、この提案の中にある「全国の移殖用の種卵の需要量を十分確保し得る見通しがつくに至りましたので」というこの「十分」というのは一体どの程度をさしているのですか。

○政府委員(高橋泰彦君)　それでは、やや数字にわたりますが、北海道支笏湖のヒメマスの採卵実績について御説明いたします。三十四年度で申し上げますと、捕獲いたしました親魚の数は、雄が四千三十三、それから雌が八千九百三十九でございます。これを基礎にいたしました採卵数が四百三十万粒ほどになりました。これを約二百萬粒でございまして、移殖が残り約二百四十萬粒ほどになりました。このうち、支笏湖の中に還元するものが約二百四十萬粒ほどになりました。このうち、移殖先を見ますと、群馬、長野、埼玉、福島、神奈川、秋田という各県でございまして、主として大きな数字を占めているのは、北海道を除きました本州関係に配るのが大部分を占めておりまして、大体需要を充足する状況でございます。

○横川正市君　私は今の点は、この水産庁のふ化事業に關係しての行政上の幅というのか、そういう幅から考えてみて「十分」というふうな言葉が使われているのか、それとも需要と供給の立場に立つて、供給者の立場の水産庁として、これは行政上の幅とどう關係するかわかりませんが、そういう立場に立つて「十分」と言われているのか、その点をお聞きしているわけです。

○説明員(林田修紀夫君)　ヒメマスは御承知のように相当寒い温度を必要と

いたしまして、ヒメマスの生産される湖というのは限られるわけでございまして、それでニジマスとは違っていて、国内全体にわたって生産されるということが困難な魚種でありまして、従って、需要も大体今のところの程度に限られるというところが考えられる次第でございますが、特に十和田湖で生産が困難な点は、ヒメマスは大きなうろこには、人工の飼料で大きくなるといことがむずかしいものでございまして、どうしても一回池の中に放さなければいけません。池の中で成長するといことになるものでありますから、十和田湖では漁業者によつて途中で取られてしまふという率が非常に多いわけなんでございまして、それで、国でやるためには、どうしても支笏湖のところで、あまり漁業者がいないうようなところで、一回支笏湖の中へ放しまして、親魚になってからそれを取り上げて、採卵させて、そして子魚にして他の県へ持つていくというふうなことが必要になりますので、支笏湖でやりたいということを考えている次第でございます。

○横川正市君　大体このヒメマスの、たしかこれは三年生くらいから、一般の蛋白補給源で市場といいますが、食膳に上るようになるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君)　二年目から食べられるというふうに聞いております。

○横川正市君　大体私たちの生活習慣といいますが、そういう普通、社会生活をしていく状況から判断をしているわけですから、専門的なあれになればいろいろ理由があると思うのです。それはもちろんその発育の条件とか何と

かいろいろなものがあると思うのです。私はこのヒメマスにしてもアメマスにしても、この蛋白補給源としての需要と供給の關係といふものは、まだ貴重品に類するのじゃないか。ことに北海道の、たしか燐製されたようなものは、一匹たしか何百円というわけですね、市場に出ているのは、そこで私たちの考え方としては、もつとこういう面の需要にこたえられるような方策はないだろうかという立場から質問をしておるわけなんです。そこで、行政上の幅からいって、いやそれは水産庁としてはそれまでやる必要はないのだと、まあいけば研究、それから民間におけるいろいろな飼育に対する助成とか振興とか、そんなことさえあればいいのだ、こういうことになれば、この提案にあるように「十分」といふ言葉はわかるわけなんです。一般国民の供給の面からいくと、「十分」といふ言葉はもう全然当てはまらない、非常に貴重品じゃないかというふうに私も考えるのですが、その点はどういふふうに考えますか。

○政府委員(高橋泰彦君)　これは、御承知のとおりですが、ヒメマスはベニマスの陸封された形態のものでございまして、体長もさほど大きくなく、かなり小型なものでございまして、従って、これは御指摘のように、なかなか一般の市場には出回るものではなくて、やはり湖周辺にかなり貴重品とい

う、まあ貴重品と評えるかどうかかわかりませんが、相当高く料理屋さんや申しますか、宿屋とか料理屋さん、そういう方に売られておることは事実でございます。従いまして、できるだけこれを、可能であるならば、そういうところ

に種苗を放流いたしまして、この魚をふやせば、周辺の観光その他の点からいいますと望ましいことではございまして、また何と申しまして、この漁業に關心を持つ漁民の方々のかなり大きな収入になろうかと思っております。その点につきましては、なお今後とも進めて参りたい所存でございます。

○横川正市君　この十和田湖のふ化場は、明治三十二年から漁業法で単独免許をされて、昭和二十六年に国がこれを買い上げて実施をした。その後、それから現在までずっと国が行なっておりますわけなんです。先ほどの他の委員の質問の中にあつたのと関連して、これが青森県と秋田県に移管されて経営をされた場合に、国からの補助を全然なくして、まあ本年度はあるわけですが、本年度以降は降なくして、この経営といふものは成り立つていくのかどうか、いずれ、このふ化場はもう有名無実になつてしまつて、魚が一匹も十和田湖にいないとなつたというふうな乱獲、それから発育その他への保護、そういったものがとれなくなつて、結果的には魚の住まない湖になつてしまふな

いかというふうに思われるのですが、これは秋田のあそこ八郎潟ですか、あれが今ほとんど魚がいなくなつて、まあもつとも干拓するあれもありませんが、あの沿岸の漁家といふのは、生計が全然成り立たないという状況だといふことをちよつと聞いておるわけなんです。それと同じようなことがこの沿岸の漁家なんかの生計にも響くのではないかとこのように思われるわけなんです。それについては、どういふ計算でこれを県へ移管をするというのを立てられたか、見通しについてお伺いしたい。

○政府委員(高橋泰彦君)　問題は二点あるようにございまして、まず第一点の、県の事業に移した場合に、運営がうまくいくかどうかという御趣旨の御指摘でございまして、これは、この問題を実施する際に十分に両県とも打ち合わせしたわけでございまして、この事業に対する運営費をいたしましては、両県で約百万円ほどかかるようにございまして、それがそれぞれの予算の点も十分両県とも御了解願ひまして、今後の問題については支障がないというふうに聞いておる次第でございます。

第二点は、一体この十和田湖のヒメマスが非常に減少しておるようだが、その問題についての考え方はどうかという御趣旨の御質問でございまして、これは、御存じのように、十和田湖は本来魚がいなかった湖でございまして、先代の和井内さんが非常な御苦勞をされてヒメマスの増殖に先べんをつけられたことは、御承知の通りでございます。その後先ほど漁政部長からの御説明がありましたように、前の和井

○政府委員(高橋泰彦) ただいまの御指摘の問題に關します法律といいたしましては、昭和三十三年に作られた公共用水域の水質保全に關する法律、及び同じく三十三年の工場排水等の規制に關する法律、この二つの法律を軸として現在やっておりますわけでございます。これは経済企画庁の所管でございますが、もちろん、私どもの非常に関係の深い問題でございますので、随時連絡協議いたしながら、現在万全を期して行なっておりますが、しかしこの問題は水質の調査一つを考えましても、なかなか漁民が思っているほど、早い時期に結果が出ない場合が非常に多いわけでございまして、従いまして、この二つの法律のあるにもかかりませす、御指摘のように各地においていろいろな紛争があり、また御指摘のように魚が減つてきている現象も確かにあるわけでございしますので、私もとしましてはこの二つの法律に基づきながら、水質の保全とその改善に今後とも努力して参りたいというふうに考えるわけでございます。

なかつけ加えて御説明してみたいと思ひますのは、実はこの水質の問題だけではなくて、最近におきましては、ダムその他によることで、水質そのものは変わりませんが、今のままの形では、魚が川の上に上ることができないために、従つてダムより上流のところでは魚の影を見ることができないという地帯が相当ございます。この点は確かに尽くすべき手があるわけでありますから、私もそれはそういう魚のすめる水につきましては、もちろんこれをむだにすることのないように、今後とも増殖その他の推進に進みたいという考えでございます。

○伊藤道雄 よくその面についてはわかりましたが、先ほど申し上げた一部としての農業の進歩に伴つて、ずいぶんこれが農村に普及されてきたわけですね。今まで私ども子供時代によく記憶があるので、水田にコイやフナを入れて養魚をする、これは水田の保温と非常に育ちがいい。一方田の虫を魚が食べてくれて、一挙兩得の面で、盛んに奨励されたものなんです。ところが、最近農業が非常に普及されてきたので、ほとんどそういう面が見られなくなつたわけですが、そういうことに關連して何か、農業がだんだん普及して、これが川に流れていく、そうするとその付近の川もほとんど魚がいなくなる、そういうような現実が次々にできておるわけなんです。何かいい対策というものはないものなんです。

○政府委員(高橋泰彦) この農業の問題でございますが、御指摘のように、農業の被害があつたのではないかとはいわれるような数々の漁民側から出たいろいろな問題の提起がございします。しかしながら、まだほんとうに農業かどうか、確認するのが、流れた水の、特に流れましたあとに現地に行くというふうな事態が多々ございします。関係もありませんが、なかなかその確証が握られずに、いろいろな円満な紛争解決に役立たないという悩みはございします。しかしながら御指摘のように農業が確かに影響するということ、は、少なくとも実験室的にはつきりいたしておるわけでございしますので、現在この農業、特にホリドールその他

につぎましてはどういう使い方をすれば農業にもよし、漁業にも比較的影響が少くないように済むかというようなことにつぎまして、研究機關にこれを委託して調査を進めておるような段階でございまして、できるだけ早く何らかの結論を得た上で農業関係者にもホリドールその他の使い方について注意をさせていただきたいような、そのような措置を私どもとしてお願いしてまい、こう思つておる段階でございします。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を始め。

○委員長(中野文門君) 次に、国防衛に關する調査を議題とし、昭和三十一年度防衛庁関係予算について防衛庁長官より説明を聴取いたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) 昭和三十一年度防衛本庁予算につきまして、その概要を御説明いたします。

昭和三十一年度の防衛本庁の歳出予算の総額は千四百八十五億五千二百萬でありまして、これを昭和三十四年度の歳出予算額千三百六十億四千萬(当初予算)に比べますと、百二十五億千二百萬円の増加となつております。

このほか国庫債務負担行為として、航空機の購入について七百四十一億五千萬円、器材の整備について百三十四億七千万円、施設の整備について十八億八千七百万円、弾薬の購入について七億二千九百万円、艦船の建造について

十六億七千万円、計九百十八億六千四百萬円を計上し、さらに継続費として昭和三十一年度甲型警備艦建造費および潜水艦建造費を合わせて総額六十五億五千三百萬円、うち昭和三十六年度以降の年割額五十六億八千四百萬円を計上いたしております。なお、昭和三十一年度予算に計上された継続費、昭和三十一年度潜水艦建造費につきましては、建造計画の変更に伴つて建造費の一部を後年度に繰り延べるため、年割額を改訂することとしたしております。

また、職員の数につきましては、防衛本庁の昭和三十一年度の予算上の職員定数は、自衛官二十三万八千三百五十一人、自衛官以外の職員二万四千八百五十四人、計二十六万三千二百五人でありまして、これを昭和三十四年度の予算上の職員定数に比べますと、自衛官において七千四百六十六人、自衛官以外の職員において九百八十九人、計八千四百五十五人の増加となつております。

次に、予算案の内容について申し上げます。まず、基本方針といたしまして、三十五年度予算は、現防衛力整備計画の最終年度としての所要の整理を行なうとともに、業務運営の結果を分析検討し三自衛隊内に存する跛行の是正を行ない、防衛力の総合的發展に努める等の措置を講じており、特に以下の諸点に留意いたしております。すなわち前年度に引き続き、さらに自衛隊の装備の近代化及び質的強化を促進するとともに制度上または運営上、隊務の能力化をはかつております。

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

次に、右の近代化に備え、幹部教育、航空機及び潜水艦要員等の養成を重点的に実施するほか、技術幹部については技術費学生の制度を新設し、また、将来対空誘導部隊を育成するためその要員を米國に派遣することとしております。

以下、組織別に予算の内容につき申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、六百四十六億四千六百万円、国庫債務負担行為におきまして、二十五億七千六百万円となつており職員定数におきまして自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千四百五十五人計十八万四千九百五十五人となっております。

その主要な内容につき申し上げますと、自衛官千五百人を増員し、地区施設、建設大隊および施設大隊の新編を行ない、また、前年度に引き続き第七混成団の機甲化を推進し、更に弾薬の調達を行なう等その質的増強をはかつております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、三百六十五億九千二百萬円、国庫債務負担行為におきまして、五十六億五千六百万円、継続費におきましては冒頭に申し上げた通りであり、職員定数におきまして自衛官三万六千八百人、自衛官以外の職員三千百

六人、計三万三千七百七十四人となつております。

その主要な内容につき申し上げますと、まず海上及び航空部隊の緊密な連絡をはかり、空水協同訓練を強化するため自衛艦隊の改編を行なうこととし、その他、三十五年度就役艦の海上員、後方補給、教育、および航空機の増強に伴う要員確保等のため自衛官二千四百一人、自衛官以外の職員三百五十一人を増加しております。

次に、艦船につきましては、特に対潜および対空能力強化に重点を置き甲型警備艦一隻、二千六百トン、潜水艦二隻、千五百六十トン、中型掃海艇二隻、給油艦一隻、高速魚雷艇一隻、合計八千四百六十トンのほか、米國より高速救命艇四隻、揚陸艇十三隻、合計十七隻、四百六十トンの供与を受け、総計八千八百六十トンの増加を予定しております。この計画が実現いたしました暁におきましては、保有艦艇は、四百五十二隻、十三万六千三百三十八トンとなる予定であります。また昭和三十五年度中に増加する航空機として、米國から水陸両用戦闘機六機の供与を期待するとともに、昭和三十三年度より国内生産を開始いたしましたP2V対潜哨戒機十機の購入のほかヘリコプター六機を購入することにしておりますので、これらにより昭和三十五年度末の海上自衛隊の保有航空機は二百七十七機となります。

航空自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、四百二十六億八千三百百万円、国庫債務負担行為におきまして八百二十八億六千七百万円となつており、職員定数におきまして、自衛官三万六千七百十人、自衛官以外の職員

四千八百九十八人、計四万六千六百八人となつております。その主要な内容につき申し上げますと、まず防空能力等を強化し、各航空団の配置と指揮機能の適性化をはかり、警戒管制機能の全面引き継ぎと相まって、全国防空警戒態勢の基盤を構成するため、第六航空団の新設並びに西部航空方面隊および保安管制気象団の新編等に要する自衛官三千四百八十六人、自衛官以外の職員五百十四人、計四千八人を増員することといたしております。

次に、航空機につきましては、実用機について前年度に引き続き、F86F四十三機並びにヘリコプター六機を購入するとともに、ジェット練習機について前年度に引き続き二十機を生産するほか、米國より実用機F86D六十二機の供与を受けるので従来の保有機数とあわせ、昭和三十五年度末の航空機総数は実用機五百五十五機、練習機五百五十八機、実験機二機、計千百五十五機を保有することとなります。このほかに実用機F104J百八十機、練習機F104J二十機の生産に必要な経費として国庫債務負担行為六百九十八億五百万円を計上いたしております。

内局、統合幕僚会議および附属機関につきましては、歳出予算におきまして、四十六億二千九百万円、国庫債務負担行為におきまして、七億六千四百万円となつており、職員定数におきまして、自衛官七十三人、自衛官以外の職員三千四百四十五人となつております。

その主要な内容につきましては申し上げますと、統合幕僚会議におきましては冒頭に申し上げましたとおり、統合幕僚学校の新設を行ない、また、技術

研究本部におきましては、科学技術の進歩に即応して研究開発の充実促進をはかつております。その他、附属機関におきまして所要の職員を増員し、合せて百五十四人の増員を行なつております。

以上をもちまして防衛庁予算の概略の説明を終わります。

○委員長(中野文門君) 以上で説明を終了いたしました。本件に対する質疑は、後日に譲ります。

○矢嶋三義君 資料を二つ要求いたします。それは防衛本庁の国庫債務負担行為ですが、航空機購入に始まって艦船建造に終わる九百十八億六千四百万円が計上されておりますが、後刻その説明があると思いますが、それに対する防衛庁予算要求案の主要なるものの中に、国庫債務負担行為として概略書いてありますが、これでわかりませんので、もう少し細分化した国庫債務負担行為の内容を資料としてプリントして出していただきたい、これが一つ。

それからもう一つは、約六百九十八億円に上るF104Jの日米共同生産に伴う交換公文の件に關してですが、かつてF86F、T33A、PTV、これらをMSA援助のもとに日米共同生産をやつてきて、現在やりつつあるわけですが、その後共同生産計画をきめたときの交換公文、それをプリントして資料として出していただきたい。

なおそれに関連してですが、F104J、これの日米共同生産に伴う交換公文の關印は終わったのか、終わらないのか、それだけは答えておいていただきたい。それから先ほど申し上げました

二つは資料としてできるだけ早く出していただきたい、お願いいたします。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

○国務大臣(赤城宗徳君) F104Jの交換公文はまだ調印してありません。近

日中に調印する予定でございます。まだ未了であります。

○矢嶋三義君 資料要求の件はよろしうございませう。

○政府委員(岡田宗雄君) 最初に御要求がありました国庫債務負担行為の内訳については了承いたしました。

それから第二点の、86F、T33、PTVについての交換公文につきましては、要点を摘記して御提出申し上げることにしようかと思ひます。

○矢嶋三義君 できるだけ資料として本文を出していただきたい。

○政府委員(岡田宗雄君) 十分研究をした上でできるだけのことはしたいと思つております。

○委員長(中野文門君) 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましてはすでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより本案の質疑に入ります。政府側出席の方々は、大野政務次官、斎藤農林大臣官房長、和田農林大臣官房文書課長、以上の方々であります。

御質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○村山道雄君 大野政務次官にお伺いをいたしますのであります。貿易の自由化に伴ひまして、農業方面にどうい

う影響があるかということにつきまして、世上ではいろいろと論議をされておりますし、耕作農家でこの問題につきましても非常に不安に陥つておる向きもございまして、政府の基本的な御方針についてこの際明らかにしていただきたいと考える次第でございます。

第一の点は、米、麦等の主食に關してでございますが、これは現在主食は管理制度にもあるわけでございます。容易に貿易自由化の中に入るべきものではない、外国の安い食糧、農産物が入つてきて、そのために現在の主食の耕作者が脅威を受けないということは私はあり得ないと思ひます。政府の考えを明らかにしていただきたいと存じます。

第二の点は、大豆についてでございます。これは米麦等の主食とは事情も違つておると考えるのでございませうが、やはり主要農産物であります。従いまして、大豆等につきましては貿易の自由化が行なわれるというような際におきましては、政府としては十分にこれに対する事前措置を講じた上で実施するべきものである、私はさうに考えておるのであります。この点につきましても、政府の基本的な御方針をできるだけ明確にさせていただきたいと存じます。

○政府委員(大野市郎君) ただいま御質疑のございました貿易の自由化に伴ひまする農業関係の不安の問題を、御質疑をいただいたのでございませうが、政府といたしましては、特に農林省といたしましては、農村の現在の実態か

らいたしまして、なかなか手放して一人歩きをできる形の概念的な自由化というものが取り入れがたい面が多々ございます。世界の各国の行き方を見ましても、貿易自由化と申しながら、

幾つかの種類に對しましては、強力なる保護政策をとつておるのは御承知の通りでございます。従いまして、農林省といたしましては、諸般の事情を十二分に検討いたしまして、農業の保護政策を実施せねばならぬその産業の实体からいたしまして、慎重の上にも慎重でなければならぬと主張して参つたのでございます。ただ、貿易の自由化ということが農業自体にとつても全部マイナスかと申しますと、そうばかり

は言えない点がございまして、その点、農業自体にとつても、プラスの面が自由化によつて生じて参ることもわれわれは認めるにやぶさかではないのでございます。同時に、今度は、国全体としていわゆる日本の輸出品を自由に売りさばくというような見地から、この自由化の音が、非常に強く國內に

私も主張する向きがございいます。また私どももその主張は正しい根拠があると思ひます。そのようなわけで、貿易自由化と農業の調整の問題は非常につらい苦しい現実でございいます。ただいま申し上げましたような基本の線がからみ合いながら進んでおる現状でございいますので、政府の基本方針として、

ガットの規約などもありまして、国際貿易の収支がある程度の均衡以上に外貨の蓄積ができますと、これを国際通貨基金の問題で、諸国から要求されるような、そういう実態でございます。西ドイツ、イタリアのような形で実はそれらの農産物に対してまで相当強い

要請が行なわれるであらうという予測がございます。現に、御承知の通り、政府からもジュネーブに参りました、この問題の前哨戦が始まつておる。

このようなわけでありますが、ただいま御指摘のごさいました米麦につきましては、明確にすでに農林大臣も本會議その他において申し上げると申します、食糧管理制度の現在存続せねばならぬ国内の諸情勢でございますから、米麦については、三年間で自由化云々ということ言っておられますけれども、米麦についてはそういうわけに相ならぬと、はっきりした態度を堅持しております。

それから大豆につきましては、実は十月をめぐりとして自由化に踏み切るといふような、そういう意思を持って実は閣僚懇談会などでも話が出ておるのは事実でございます。この点については野放ししてできないのでございまして、御承知の通りに、大豆が国内では、いわゆる、四十万トン取れる。その二十

国内の大豆の価格維持、ひいては大体万トンが流通に回る。あとは、百万トン以上のものが現在外国から入っておりまして、今日でも実はそのいわゆる絶対量の差はなほだしいことと、それから価格面で大へんなやはり値開きが、トン一万円以上の値開きが出ますので、今日でもああいう形でFAで、

あれは東北以北の寒冷地が主体でございますが、寒冷地農業の振興の上からいきましても、重大な問題でありますために、この問題に対して外貨の割当をしながら価格維持をはかり今日に至ったのでございます。今回もその意味で野放しに入れたのでは、内地産は

価格の面で品質は多少違いますが、競争がとろていできない現状でございます。ですから、御承知の通りに瞬間タツチあるいは現在行なっております関税のワクの中で政府が方法をしたらよからうという議論も閣内にございます。その事実と行なう処置につきまして今日

決定をみておりませんが、いずれにいたしましても、今の寒冷地農業の保護として大豆の占める地位、それから、同じことで、内地で蛋白資源の食べ物、を畑で作るといふことは重要な国策でございいますので、安いから外国のものと取りかえればいいとばかり言いきれません、食物の問題であります。そのようなことで、大豆の増産に対する品

質の改良あるいは土壌の改良、あるいは線虫の駆除というようなことで、幾つかの施策を掲げまして準備をしておったのでございます。たまたま、非常に早いテンポで自由化の声が迫りましたので、何とか国内産大豆の価格が急激に下落をしないで、その間、安い外国産大豆が流入しても持ちこたえられ

ない状況でございます。従つて今日、十月めどと一応新聞その他にも出ておるのでございますが、ただいま今日の状況では、その実施の時期自身、確定的と申し上げるわけにいかない状況でございます。諸般の問題を調整中でございまして、御心配の農作物のうちでござい

米麦、それから砂糖、それから酪農品に對しましては、明確になかなか踏み切れないということを明らかにしておりますが、大豆については、それよりは何か対策を講じつつ自由化に踏み切りたいという形で政策の進んでおるのは事実でございます。

ただいま申しました増産対策、品質改良、同時に価格支持政策というものをを取り入れて万全を期したいと存じておる次第でございますが、ぜひ御理解をいただいて、その意味合いにおいての御支持をいただきたいと思います。

○村山蓮雄君　ただいまの大野政務次官の御説明は十分に承いたしました。が、一つ政府部内におかれましてはまただいま仰せになりました貿易自由化によるところの耕作農家に対する悪い影響をなくするために、十分積極的に御努力いただきますように要望いたします。して私の質問を終わります。

○委員長（中野文門君）　ちよつと東尼

をためて。
〔速記中止〕
○委員長(中野文門君) 速記を始め
て。
他に御発言がなければ、本案に対す
る質疑は、本日はこの程度にとどめま
す。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十九分散会

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

國家公務員等退職手当法の一部を
改正する法律案
國家公務員等退職手当法の一部
を改正する法律
國家公務員等退職手当法（昭和二
十八年法律第百八十二号）の一部を
次のように改正する。

第七條第三項中「次條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（公庫等から復歸した職員に對する退職手当に係る特例）

第七條の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に

応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は第二条第一項第二号に規定する法人の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるものに使用される者（役員及び常時

勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職（第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第五条の規定による退職手当に係る退職を除

く。)をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける職員が退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第六条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の俸給月額に、第一号に掲げる割合か

ら第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第三号から第六号までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二 その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となつた俸給月額に対する割合（職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合）

第十号第一項中「公共職業安定所」の下に「（政令で定める職員について、その者が当該退職の際所屬していた官署又は事務所その他の政令で定める官署又は事務所。以下同じ。）」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）第七号の二の規定は、昭和三十五年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3 職員が国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号。以下「一部改正法」という。）附則第二項に規定する適用日（以下「適用日」という。）前に新法第七号の二第一項に規定する公庫等職員となるため退職した場合（一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける職員については、適用日以後に当

該退職をした場合を含む。）におけるその者に対する同条第一項の規定の適用については、同項中「第五条の規定による退職手当」とあるのは、「第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当」とする。

職員の区分		読み替へる字句	読み替へる字句
一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける者	第三条から第六号まで	第三条から第六号まで	国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号）附則第三項
	一部改正法附則第四項から第六号までの規定の適用を受ける者（同法附則第三項の規定の適用を受ける者を除く。）	第三条から第六号まで	第三条から第六号まで及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律附則第四項から第六号まで
昭和三十五年四月一日前に新法第七号の二第一項の退職をした者		支給を受けた退職手当	この法律の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当

5 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五号第一項ただし書中「（第四条の下に）（二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を加え、「（第九条を）第七号の二、（第九条）に改める。

6 前項の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律第五号第一項ただし書の規定中「国家公務員等退職手当法第四号の規定に係る

4 新法第七号の二第二項に規定する職員のうち、次の表の上欄に掲げる者については、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へて、同項の規定を適用するものとする。

読み替へる字句	読み替へる字句
国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号）附則第三項	第三条から第六号まで及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律附則第四項から第六号まで

る部分は、昭和三十四年十月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十六日）
一、総理府設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十九日）
一、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月三日）

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、建設省勤務の定員外職員の定員化に関する諸願（第九四八号）（第九六五号）（第九六六号）（第九六七号）（第九六八号）（第九六九号）（第九七〇号）（第九七一）（第九七二号）（第九七三）（第九七四号）（第九七五号）（第九七六号）（第九七七号）（第九七八号）（第九七九号）（第九八〇号）（第九八一）（第九八二号）（第九八三）（第九八四号）（第九八五号）（第九八六）（第九八七号）（第九八八）（第九八九号）（第九九〇号）（第九九一）（第九九二）（第九九三）（第九九四号）（第九九五号）（第九九六号）（第九九七号）（第九九八号）（第九九九号）（第一〇〇〇号）（第一〇〇一号）（第一〇〇二号）（第一〇〇三）（第一〇〇四号）（第一〇〇五号）

（第一二〇六号）（第一二〇七号）（第一二〇八号）（第一二〇九号）（第一二一〇号）（第一二一一号）（第一二一二号）（第一二一三）（第一二一四号）（第一二一五号）（第一二一六号）（第一二一七号）（第一二一八号）（第一二一九号）（第一二二〇号）（第一二二一）（第一二二二号）（第一二二三）（第一二二四号）（第一二二五号）（第一二二六号）（第一二二七号）（第一二二八号）（第一二二九号）（第一二三〇号）（第一三三一）（第一三三二号）（第一三三三）（第一三三四号）（第一三三五号）（第一三三六号）（第一三三七号）（第一三三八号）（第一三三九号）（第一三四〇号）（第一三四一号）（第一三四二号）（第一三四三）（第一三四四号）（第一三四五号）（第一三四六号）（第一三四七号）（第一三四八号）（第一三四九号）（第一三五一〇号）（第一三五一一号）（第一三五二号）（第一三五三）（第一三五四号）（第一三五五号）（第一三五六号）（第一三五七号）（第一三五八号）
一、建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する諸願（第九八五号）（第九八六号）（第九八七号）（第九八八号）（第九八九号）（第九九〇号）（第九九一号）（第九九二）（第九九三）（第九九四号）（第九九五号）（第九九六号）（第九九七号）（第九九八号）（第九九九号）（第一〇〇〇号）（第一〇〇一号）（第一〇〇二号）（第一〇〇三）（第一〇〇四号）（第一〇〇五号）

運輸省港灣建設局勤務の定員外
職員の定員化に関する請願（第一
〇〇〇号（第一〇〇一号（第一
〇二号（第一〇三号（第一
四号（第一〇五号（第一
六号（第一〇七号（第一
八号（第一〇九号（第一
〇号（第一二五号（第一
四号（第一二五号（第一
六号（第一二七号（第一
八号（第一二九号（第一
〇号（第一三一号（第一
二号（第一七四号（第一
七五号）

九号(第一三〇号)(第一二三
一号(第一二三二号)(第一
三号(第二七七号)(第二七
八号(第三一二号)(第三三
三号(第三四四号)(第三一
五号(第三六六号)(第三一
七号(第三八八号)(第三一
九号(第四一〇号)(第三三
一号(第三二二号)(第三三
三号(第三四四号)(第三三
五号)(第三二六号)

、公務員の寒冷地手当に関する議
題(第一〇二六号)(第一〇二七号)
第一〇二八号)

(第二一八三号)

第九四八号 昭和三十五年三月十一日受理

設省勤務の定員外職員の定員化に關する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町 余川一、二六二ノ二ト
越国道工事事務所内 高橋計作

紹介議員 向井 長年君

設省に勤務している臨時職員は、定内職員と同じ職務内容と責任を分担し、懸命に働いているが、身分保障がなされない上労働条件が劣悪であるため

建設省勤務の定員外職員の定員化に關する請願

日受理

請願者 新潟県西蒲原郡分水町
地藏堂町營住宅七号
伊藤正彦

紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九六八号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に關する請願

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九七一号 昭和三十五年三月十一日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に關する請願

請願者 新潟県中蒲原郡横越村
字横越 佐藤方四郎

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九七二号 昭和三十五年三月十一日受理

、高等学校教職員の給与体系確立に關する請願(第一〇四九号)(第一二九七号)、国家公務員に對する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給

請願者 岡山県和気郡和気町田
 原上二一 磯田茂
 紹介議員 重盛 壽治君
 この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
 である。

建設省勤務の定員外職員の定員化に關する請願

請願者 山口県岩國市室ノ木四〇ノ一 佐々木良樹

紹介議員 武藤 常介君

に關する法律の一部改正に關する諸願（第一〇五〇号）（第一二六六号）

第九六九号 昭和三十五年三月十一日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に關する請願
請願者 新潟県南魚沼郡六日町 建設省上越国道工事事

この請願の趣旨は、第四四号案と同
である。

第九七三号 昭和三十五年三月十一
日受理
建設省勤務の定員外職員の設定化に関
する請願

、建設省地理調査所勤務の定員外職員、建設省地理調査所勤務の定員外職員の定員化に関する請願（第一一〇二二号）（第一一〇三三号）（第一一六八号）

第九七〇号 昭和三十五年三月十二日
 紹介議員 羽生 三七君
 務所内 小柳彰
 この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九七四号 昭和三十五年三月十一日

請願者 新潟県中蒲原郡亀田町 白川勝栄

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町 建設省上越国道工事事務所内 島瀬孝治

紹介議員 天竺 良吉君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九七五号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 山形県酒田市大字熊手島 高橋金治外四十九名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九七六号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 新潟県新津市満願寺 高橋富雄外一名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九七七号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 広島県大竹市桑町 長山寿太

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九七八号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町 建設省上越国道工事事務所内 沼田勝三

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九七九号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町 林みよえ

紹介議員 稻浦 鹿蔵君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九八〇号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡中之島村 大字長呂 麩沢儀四郎

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九八一号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡横越村 字小杉五、九二六 横野久良一

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九八二号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町 二居 増田道成

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九八三号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 岡山県和気郡和気町本五二三 山本保

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九八四号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 新潟県見附市今町 佐藤 一外一名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一〇五六号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出町三三〇 田中常三外七十五名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一〇六三号 昭和三十五年三月十四日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 新潟県中魚沼郡津南町 大割野 小宮正夫外一名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一〇六九号 昭和三十五年三月十四日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町 建設省北陸地方建設局上越国道事務所内 井上武雄

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一〇七〇号 昭和三十五年三月十四日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 山口県玖珂郡玖珂町 六、二三七 後藤和久

紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一〇七一号 昭和三十五年三月十四日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡横越村 横越 佐藤福次郎

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一〇七二号 昭和三十五年三月十四日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 新潟県南魚沼郡六日町 大字川窪 小倉尚子外一名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一〇七三号 昭和三十五年三月十四日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町本広 佐藤幸男

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一〇七四号 昭和三十五年三月十四日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡横越村 横越 佐藤福次郎

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一〇七五号 昭和三十五年三月十四日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡横越村 横越 佐藤福次郎

紹介議員 西郷吉之助君

請願者 岐阜県吉城郡神岡町富
士ヶ丘一〇八ノ六 高
木寿美子
紹介議員 内村 清次君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇七六号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願
請願者 大阪市東淀川区木川西
之町二ノ六〇 田中逸
三外六十四名
紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇七七号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願
請願者 岡山県西大寺市西大寺
二二三二 高岡千恵子
紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇七八号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願
請願者 新潟県南魚沼郡六日
町 田端敦子
紹介議員 稲浦 鹿蔵君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願
請願者 新潟県新潟市大字満願
寺 千代武也
紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇八〇号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願
請願者 群馬県吾妻郡高山村
富沢治助
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇八一号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願
請願者 新潟県中蒲原郡横越村
小杉 羽賀清二
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇八二号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願
請願者 愛媛県大洲市大洲 松
本幸一
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願
請願者 新潟県北蒲原郡紫雲寺
町大字古田 岡藤静夫
紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇八四号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願(二通)
請願者 新潟県西蒲原郡分水町
大字五千石 和田勇外
一名
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇八五号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願(二通)
請願者 新潟県長岡市神明町
二、三一七 市川庄之
助外一名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇八六号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願(二通)
請願者 長野市県町四七七 小
林芳郎外一名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇八七号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願(二通)
請願者 新潟県中蒲原郡横越
村 佐々木正二外一名
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇八八号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願(二通)
請願者 秋田市上中城町一〇
佐々木忠男外一名
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇八九号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願(二通)
請願者 広島県佐伯郡大野町
三、三九五 橋本美代
子外一名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇九〇号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願(二通)
請願者 新潟県長岡市大島町四
丁目 和久井吉外一
名
紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇九一号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願(二通)
請願者 新潟県長岡市水梨町
瀬下正二外一名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇九二号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願(二通)
請願者 新潟県新潟市日室町
渡部裕外四十七名
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇九三号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願(五通)
請願者 岡山県和気郡和気町
金光真吉外四名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じ
である。

第一〇九四号 昭和三十五年三月十
四日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関
する請願(十四通)
請願者 長野市東鶴賀一四 兩
角松外十三名
紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一五七号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（二通）

請願者 新潟県南魚沼郡六日町

建設省上越国道工事事務所内 春日英仁外七十一名

紹介議員 天竺 良吉君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一五八号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県三島郡越路町

釜ヶ島 佐藤清

紹介議員 勝保 勉君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一五九号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡京ヶ瀬

村字下里 佐藤金太郎

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一六〇号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町

二居 高山薫

紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一六一号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡湯沢

町 土屋芳雄

紹介議員 稲浦 鹿蔵君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一六二号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 鳥取市二階町四ノ一

三 登佐賀津代

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一六三号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 群馬県前橋市琴平町

七 富沢健

紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一六四号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町

大字六日町字仲田九二

九 中沢重雄

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一六五号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 岐阜県吉城郡神岡町

殿 鍋島弘

紹介議員 櫻井 三郎君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一六六号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町

二居 松井信雄

紹介議員 武藤 常介君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一六七号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（二通）

請願者 新潟県長岡市神明町

本多力外一名

紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一八四号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（七通）

請願者 長野県南安曇郡穂高町

柏原一、七七一 白沢

富幸外六名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一九二号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 長野市東之門町二ノ四

八八 岩崎碩重

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一九三号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 香川県綾歌郡宇多津

町 宇賀優

紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一九三三号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 山口県防府市西佐波令

一、四九〇全建設省労働組合中国地方本部山口支部内 海津吉雄

紹介議員 木下 友敬君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一九四号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出町

三三〇 上根長太郎

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一九五号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出町

三三〇 川崎収外七十

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一九六号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町

二日町 桑原康

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一九七号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 千葉市登戸町二ノ一三

〇 小林弘

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一九八号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 山口県岩国市大字錦見

散島二、〇四二 斎田

良男

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一一九九号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 新潟県長岡市神明町 斎藤隆
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二〇〇号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 岡山県赤磐郡瀬戸町鍛冶屋 佐古久七
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二〇一号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 香川県丸亀市風袋町 佐藤孝
紹介議員 津島 壽一君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二〇二号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町 布場 佐々木正
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二〇三号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 山口県下松市大字末武上 一、二、三、五 下小田 明
紹介議員 永野 護君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二〇四号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 三重県桑名市東太一丸 須田実
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二〇五号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 山口県岩国市大字岩国 高橋恒雄
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二〇六号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 石川県羽咋郡志雄町 土井博
紹介議員 島島徳次郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二〇七号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 新潟県新津市日宝町 東条千治
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二〇八号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 新潟県高田市新南町 一 富田叔島
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二〇九号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 東京都世田谷区弦巻町 一ノ七 長岡加代
紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二一〇号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 長野県東筑摩郡明科町 九〇四 長崎朝男
紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二一一号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 岡山県邑久郡長船町福岡 東原昭
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二一二号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 大阪府枚方市岡一一五 前田実外七十五名
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二一三号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 岐阜県吉城郡神岡町坂巻 松田繁憲
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二一四号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 岐阜県吉城郡神岡町大字船津字下今町 宮前 恵美子
紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二一五号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 山口県岩国市室木字樹木谷四〇ノ一 森田忠 信
紹介議員 江田 三郎君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二一六号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 新潟県長岡市城内町 二 矢沢十四次
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二一七号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 鳥取市越路 渡辺護子
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二一八号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
請願者 岐阜県吉城郡神岡町富士ヶ丘 渡辺恵美子外 一名
紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二三四号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市宮川町全建設省労働組合倉吉支部内 岡野勤

紹介議員 手島 栄君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二三五号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市宮川町全建設省労働組合倉吉支部内 山本岩夫

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二三六号 昭和三十五年三月十五日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 秋田市八幡片田添二五二 小野峰男

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二六八号 昭和三十五年三月十六日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県新津市日宝町市岡治義

紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二六九号 昭和三十五年三月十六日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町大字六日町 遠藤倫平

紹介議員 草葉 隆園君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二七〇号 昭和三十五年三月十六日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県三島郡越路町来迎寺 遠藤善策

紹介議員 辻 政信君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二七一号 昭和三十五年三月十六日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡横越村沢海六、八六九 野瀬山信夫

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二七二号 昭和三十五年三月十六日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 愛媛県松山市余戸一、五五〇 松浦孝雄

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二七三三号 昭和三十五年三月十六日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 広島市基町一 山根要

紹介議員 山田 節男君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二七四号 昭和三十五年三月十六日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 新潟県長岡市神田町三丁目 今井新三郎外一名

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二七五号 昭和三十五年三月十六日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(四通)

請願者 長野県更埴市大字寂蔭一、一五一 宮坂政家外三名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一二七六号 昭和三十五年三月十六日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(三通)

請願者 広島県大竹市大竹町吉岡悦二外二名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三三二九号 昭和三十五年三月十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 岡山県上道郡上道町矢井 佐古恭子

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三三〇号 昭和三十五年三月十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 長野県須坂市小島町前川邦夫

紹介議員 天竺 良吉君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三三二一号 昭和三十五年三月十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県長岡市神明町久住賢司

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三三二二号 昭和三十五年三月十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 岡山県西大寺市西大寺一、〇二九 安東寛

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三三三三号 昭和三十五年三月十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町二居 桑原勲

紹介議員 草葉 隆園君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三三四号 昭和三十五年三月十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 鳥取市秋里 藤井勇

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三三五号 昭和三十五年三月十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 岐阜県古城郡阿町朝浦 和仁多恵子

紹介議員 田中 啓一君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三三六号 昭和三十五年三月十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 長野県上水内郡豊野町浅野 岡田貞蔵

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三三七号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 新潟県三島郡寺泊町 小熊洋一
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三四一号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 山口県玖珂郡周東町米川 林孝之
紹介議員 手島 榮君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三四二号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 石川県石川郡美川町南町 山岸外志夫
紹介議員 島島徳次郎君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三四三号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 大阪府枚方市出口七四七 森田進外七十五名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三四四号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 新潟県長岡市高畑町 福田松四郎
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三四五号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 山口県下松市西開作 藤村実
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三四六号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
請願者 岡山県西大寺市旭町一三九 橋本芳外一名
紹介議員 江田 三郎君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三四七号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
請願者 鳥取市古海 林満外一名
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三四九号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
請願者 岡山県西大寺市西大寺七八六 岡崎寛外一名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三五〇号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
請願者 新潟県長岡市玉蔵院 星野三平外一名
紹介議員 木下 友敬君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三五一号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町 植木清外一名
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三五二号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
請願者 新潟県小千谷市片貝町 四五九 阿部幸三郎外一名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三五三号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
請願者 千葉市菅田町二ノ二四 平方光枝外百名
紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三五四号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
請願者 大分県大野郡三重町大字浅瀬 菅田忠博外一名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三五五号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
請願者 三重県桑名市東太一丸 渡辺貞男外一名
紹介議員 永野 護君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三五六号 昭和三十五年三月十日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)
請願者 新潟県中魚沼郡津南町 大割野建設省中津川出張所内 相田孝作外一名
紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三五七号 昭和三十五年三月十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 岡山県西大寺市神崎町 一八三 亀田隆志外一名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一三五八号 昭和三十五年三月十七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 長野県更埴市大字新田 宇柳川原五九八 永井 茂夫外二名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第九八五号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道釧路市港町七ノ 一三 井花清

紹介議員 片岡 文重君

建設省、北海道開発局、運輸省港湾建設局に勤務する定員外職員(常勤職員、常勤的非常勤職員)は、業務並びに工事遂行上定員内職員と同一の職務内容と責任をもち、しかも長期にわたる継続勤務を行なっているにもかかわらず不合理かつ不当な待遇を受けているか

ら、これら定員外職員全員の定員化をはかられたいとの請願。

第九八六号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道留萌市五十嵐 町 加藤喜代子

紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九八七号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大分県別府市南石垣川 原尻 佐藤綱満

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九八八号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道留萌市幸町三丁 目 鈴木勉

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九八九号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 福岡県小倉市日明丸山 町 下川節夫

紹介議員 天竺 良吉君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九九〇号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 青森県五所川原市岩来 町一〇 玉山秀次

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九九一号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子町字 細道一、〇六四 西川 三朗之亮

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九九二号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 鹿児島県名瀬市金久町 埋立地運輸省全港湾建設労働組合鹿児島港支部名瀬分会内 堀治男

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九九三号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道札幌市豊平町字 中ノ島一区第三治水寮 内 松本昭

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九九四号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道帯広市西一条 五 松原清志

紹介議員 稲浦 鹿蔵君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九九五号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道増毛郡増毛町島 中一丁目 升田晃

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九九六号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道函館市堀川町四 八 山川豊一

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

請願者 神戸市兵庫区下三条町 六〇 山田弘志

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九九八号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 福岡県田川郡大任村上 今任 渡辺雷太

紹介議員 野澤 勝君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第九九九号 昭和三十五年三月十一日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(五通)

請願者 富山市石金八四 高橋 敏夫外四名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一〇五七号 昭和三十五年三月十二日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 青森県五所川原市岩木 町一〇 前田知賀雄

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一〇九五号 昭和三十五年三月十四日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 熊本県本渡市亀場町字

亀川運輸省第四港灣建

設局八代港工事事務所

本渡工場内 友野定士

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一〇九六号 昭和三十五年三月十

四日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 北海道旭川市宮前通り

西 千葉慶子

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一〇九七号 昭和三十五年三月十

四日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 北海道函館市亀田町七

一 石岡栄勝

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一〇九八号 昭和三十五年三月十

四日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 福岡県門司市中学通り

一丁目 関敏而

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一〇九九号 昭和三十五年三月十

四日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願(二通)

請願者 福岡市福岡町運輸省第

四港灣博多支部内 白

石首一外一名

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一一〇〇号 昭和三十五年三月十

四日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願(二通)

請願者 福岡県嘉穂郡幸袋町三

二七 国武勇夫外一名

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一一〇一号 昭和三十五年三月十

四日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願(二通)

請願者 新潟市山本戸三 渡辺

良雄

紹介議員 野澤 勝君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一一六九号 昭和三十五年三月十

五日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 神戸市生田区海岸通り

一六運輸省全港灣建設

労働組合三建地方本部

内 小川重夫

紹介議員 稲浦 鹿蔵君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一一七〇号 昭和三十五年三月十

五日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 徳島県小松島市馬場ノ

本三七 讃山勢司

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一一七一号 昭和三十五年三月十

五日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 北海道旭川市春光町二

区三条二〇 佐々木

洋子

紹介議員 松浦 清一君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一一二二号 昭和三十五年三月十

五日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 北海道釧路市知人町一

三二 多田文雄

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一一七三号 昭和三十五年三月十

五日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 兵庫県明石市成願寺二

四三 藤原衛

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一二一九号 昭和三十五年三月十

五日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 山口県下関市阿弥陀寺

町運輸省第四港灣建設

局下関機械工場内 西

木清一

紹介議員 野澤 勝君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一二二〇号 昭和三十五年三月十

五日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 愛媛県伊予郡松前町西

高柳 松浦功

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一二二一号 昭和三十五年三月十

五日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 福岡県直方市元町二ノ

四、三七三 村中公治

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一二二七号 昭和三十五年三月十

七日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 新潟市忠蔵町一四 風

間昭吾

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一三二八号 昭和三十五年三月十

七日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に

関する請願

請願者 新潟市附船町一丁目

加藤利穂

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和三十五年三月十

一日受理

運輸省港灣建設局勤務の定員外職員の

定員化に関する請願

請願者 福岡県小倉市日明丸山

町 遠藤勇

紹介議員 西郷吉之助君

港灣工事遂行の中心となつて働いてい

る運輸省港灣建設局の定員外職員は、

定員内職員と全く同質の仕事と同量の

工程をあげているにもかかわらず、定

員外であることによつて給与その他の

面でいろいろの差別待遇を受けて苦し

んでいるから、これら定員外職員の切

実な要望を実現するため、運輸省港灣

建設局の定員を現在の四千五百九十八

名から七千三百三十五名に増員せられ

たとの請願。

第一〇〇一号 昭和三十五年三月十

一日受理

運輸省港灣建設局勤務の定員外職員の

定員化に関する請願

請願者 神戸市葺合区浜辺通地

先理立地 斎藤貞次

紹介議員 野澤 勝君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇〇二号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大分県別府市南石垣川 原尻 佐藤綱満

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇〇三号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市生田区山本通三ノ一五三 長尾義三

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇〇四号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 山口県下関市阿弥陀寺町運輸省第四港湾建設局内 西木清一

紹介議員 内村 清次君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇〇五号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 鹿児島県名瀬市金久町 埋立地 堀治男

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇〇六号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子町字細道一、〇六四 松末 誠一

紹介議員 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇〇七号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市兵庫区下三条町六〇 山田弘志

紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇〇八号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 福岡県小倉市日明丸山町 下川節夫

紹介議員 草葉 隆圓君 天竺 良吉君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇〇九号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 徳島県小松川市馬場ノ本三七 讃山勢司

紹介議員 矢嶋 三義君 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇一〇号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 福岡県門司市中学通り一丁目 関敏而

紹介議員 片岡 文重君 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇二五号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市生田区山本通二ノ一五三 平川久

紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇四号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 山口県下関市上田中七町 近藤藤男

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇五号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市長田区坊藻通五ノ九一ノ二 坂元幸子

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇六号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 熊本県本渡市亀場町亀川運輸省第四港湾建設局八代事務所本渡工場内 友野定士

請願者 神戸市長田区坊藻通五ノ九一ノ二 坂元幸子
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇七号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子町字細道一、〇六四 中田 良

紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇八号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子町字細道一、〇六四 中田 良

紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇九号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市葺合区浜辺通り 地先 和田一弘

紹介議員 豊瀬 慎一君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一一一号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市葺合区浜辺通り 地先 和田一弘

紹介議員 豊瀬 慎一君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一一二号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市葺合区浜辺通り 地先 和田一弘

紹介議員 豊瀬 慎一君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 福岡市福岡町一運輸省第四港湾建設局博多港支部内 白石音一

紹介議員 矢嶋 三義君 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一一一〇号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市生田区山本通三ノ一五三 小松雅彦

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一一一一号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市葺合区阪浜町二ノ六 住岡尚子

紹介議員 天竺 良吉君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一一二号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市葺合区浜辺通り 地先 和田一弘

紹介議員 豊瀬 慎一君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一一二号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市葺合区浜辺通り 地先 和田一弘

紹介議員 豊瀬 慎一君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一一二号 昭和三十五年三月十一日受理
運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市葺合区浜辺通り 地先 和田一弘

紹介議員 豊瀬 慎一君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一一七四号 昭和三十五年三月十五日受理

運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 神戸市兵庫区込江通り七ノ二ノ一 須原安太郎

紹介議員 天竺 良吉君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一一七五号 昭和三十五年三月十五日受理

運輸省港湾建設局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 京都府舞鶴市宇伊佐津三三七ノ二 梅垣寿男

外一名

紹介議員 松浦 清一君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一〇一一号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道江別市四条一丁目 浅見和寿

紹介議員 安田 敏雄君

北海道開発局に勤務している四千六百七十名(常勤職員一千五百七十四名、常勤的非常勤三千九十六名)の定員外職員は、五千八百四十二名(内北海道開発局五千七百八十四名)の定員内職員と共に、開発事業完遂のため精進しているが定員内職員と比べあまりにも隔だたりのある劣悪な労働条件にあるため、日夜、暗い気持ちでいるから、すみやかにこれ等職員の全員を行政機関定員法の定員に繰り入れると共に、なお

不足している一千七百四名を定員法の定員に加えた数に、定員法を改正せられたいとの請願。

第一〇一二号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道厚岸郡厚岸町字上尾幌 阿部茂美

紹介議員 稲浦 鹿蔵君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇一三号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道茅渚郡砂原村字掛洞 石井松男

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇一四号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道帯広市西二五条南六ノ二 五十嵐瑛子

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇一五号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道札幌市豊平町字美園五ノ七 石塚達夫

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇一六号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道釧路市新橋大通り八丁目 桂木孝

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇一七号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道札幌市豊平町月寒五区 川村友昭

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇一八号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道帯広市大通り一〇丁目 菊地里子

紹介議員 野澤 勝君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇一九号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道札幌市豊平町里塚倉場次郎

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇二〇号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道余市郡余市町黒川町九丁目 渡辺恵津子

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇二二号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 札幌市南二十条西一一丁目 中野敬子

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇二三号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道小樽市汐見台町一四 中山寛良

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇二三号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道釧路市旭町二橋本勉

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇二四号 昭和三十五年三月十一日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 札幌市豊平七条七丁目 室山外志高

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇四八号 昭和三十五年三月十二日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市海岸町一一七 関口敷外一名

紹介議員 東 隆君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一一三三号 昭和三十五年三月十四日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道江別市字江別 太 木村勝美

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一一四号 昭和三十五年三月十四日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道江別市上江別 池忠三郎

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一一五号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道帯広市西二三条
南一丁目 小沢靖子

紹介議員 内村 清次君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一一六号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 札幌市水車町二丁目
森山久夫

紹介議員 天竺 良吉君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一一七号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道帯広市大正町二丁目 笠島勉
紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一一八号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 札幌市川沿町一、八七六ノ二九 綿貫隆夫
紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一一九号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 札幌市北十三条東十二丁目 長尾美登利外一名

紹介議員 豊瀬 禎一君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一二〇号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道留萌郡小平村字 鬼鹿 丸井明外一名
紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一二一号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道釧路市千代ノ浦 二六 吉田良信外一名
紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一二二号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 札幌市菊水東町五丁目 山本由美子外一名
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一二三号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 札幌市北十二条西三丁目 室庸夫外一名
紹介議員 高田 なほ子君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一二四号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道室蘭市新富町一五 池田行義外一名
紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一二五号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道帯広市緑ヶ丘 一 猪谷多津子外一名
紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一二六号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道釧路市旭町七〇 小泉喜一外一名
紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一二七号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道室蘭市祝津町一 二七 高橋莊外一名
紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一二八号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 札幌市南十九条西五丁目 村松紀久子外一名
紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一二九号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道留萌市本町一丁目 山口勇吉外一名
紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一三〇号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道釧路市川北町 七 渡辺喜久恵外一名
紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一三一号 昭和三十五年三月十四日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 北海道帯広市西一条南 一八丁目 田中嵩子外二名
紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一七六号 昭和三十五年三月十五日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道小樽市砂留町八 二 岩谷シゲ
紹介議員 松浦 清一君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一七七号 昭和三十五年三月十五日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 札幌市北十四条西十四 丁目 勝田美奈子
紹介議員 天竺 良吉君

この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一一七八号 昭和三十五年三月十五日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道中川郡幕別町字 札内番外地帯広開発建

請願者 北海道札幌郡豊平町石切山三区 須藤眞朱子

紹介議員 天埜 良吉君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一三一二号 昭和三十五年三月十七日受理

化に關する請願
請願者 北海道釧路市入舟町七

ノ二三 井花清
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二〇一一号と同じである。

第三十三号 昭和三十五年三月十日
七日受理
北海道庁労働務の定員外議員の定員

北海道帶広市西五条南
請願者

二丁目 熊倉末二外
一名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同

第一三一四号 昭和三十五年三月十七日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の内、定員化に関する請願

二七 高橋隆志
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一〇・一一号と同
じである。

第一三一五号 昭和三十五年三月十七日受理

北海道開発局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 札幌市北二十三条西三丁目 永沼清
紹介議員 豊瀬 慎一君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一三二六号 昭和三十五年三月十七日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の内定化に関する請願
請願者 札幌市北七条西二五丁目 長谷川正
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一三一七号 昭和三十五年三月十七日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の内定化に関する請願
請願者 北海道留萌市開運町三丁目 府中茂
紹介議員 米田 敷君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一三一八号 昭和三十五年三月十七日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の内定化に関する請願
請願者 北海道留萌市港町二丁目 本間長作
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一三一九号 昭和三十五年三月十七日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の内定化に関する請願
請願者 北海道留萌市港町二丁目 本間長作
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

請願者 札幌市南十三条西七丁目 菊田寛子
紹介議員 天竺 良吉君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一三二〇号 昭和三十五年三月十七日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の内定化に関する請願
請願者 北海道室蘭市絵鞆町 本山美鶴
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一三二二号 昭和三十五年三月十七日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の内定化に関する請願
請願者 札幌市北一条西一九丁目 森田利正
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一三二三号 昭和三十五年三月十七日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の内定化に関する請願(二通)
請願者 北海道札幌市豊平町字中之一区 関富栄外一名
紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一三二四号 昭和三十五年三月十七日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の内定化に関する請願(二通)
請願者 北海道札幌市江差町字豊川町 山口金世外一名
紹介議員 東 隆君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一三二五号 昭和三十五年三月十七日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の内定化に関する請願(二通)
請願者 札幌市南十四条西二丁目 山根美子外一名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一三二六号 昭和三十五年三月十七日受理
北海道開発局勤務の定員外職員の内定化に関する請願(二通)
請願者 北海道札幌市山手町一丁目 野田清成外一名
紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第一〇一一号と同じである。

第一〇二六号 昭和三十五年三月十一日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 秋田市上中城町一〇全建設省労働組合東北地方本部秋田支部内 今立武
紹介議員 田中 一君
昭和二十四年法律第二百号による寒冷地手当の支給額は、本俸の月額と扶養手当の月額との合計額の八割を最高額とする範囲内で支給されているが、現実の生計費の増加を補てんするには不十分な状態にあり、新年度も逐年度上げをみていくから、公務員の生活実態を考慮して、寒冷地手当の増額(現行五割地の八割を十割にする)を今次国会において実現せられたいとの請願。

第一〇二七号 昭和三十五年三月十一日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇二八号 昭和三十五年三月十一日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市椿山長沼国鉄労働組合秋田支部内 野口美智男外一名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇二九号 昭和三十五年三月十一日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市椿山長沼国鉄労働組合秋田支部内 野口美智男外一名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三〇号 昭和三十五年三月十一日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市椿山長沼国鉄労働組合秋田支部内 野口美智男外一名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三一七号 昭和三十五年三月十七日受理
高等学校教職員の給与体系確立に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市堀田町 教育会館内 大越新一外七名
紹介議員 相馬 助治君
高校教育職は、学校教育法の示すところ完成教育をめざす高等普通教育及び専門教育を施す目的をもち、その内容は高度な学術的研究と専門的科学技术を要求されている。大学教育職員と共に日本文化の向上、産業経済の発展振興をになう者は、高等学校の青年の教育者であるから、高等学校の教職員が、その目的を遂行するにあふさしい専門教育職としての待遇が与えられる

第一〇三二四号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三二五号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三二六号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三二七号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三二八号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三二九号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三三〇号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三三一号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三三二号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三三三号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三三四号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三三五号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三三六号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三三七号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三三八号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三三九号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三四〇号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三四一号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

第一〇三四二号 昭和三十五年三月十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)
請願者 秋田市手形本新町二ノ三全国電気通信労働組合秋田県支部内 上原一郎外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一〇二六号と同じである。

よう、高校教育職を専門教育職の特別取扱として、新校種別給与体系確立のため五号俸(五千円)相当額以上の是正措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇五〇号 昭和三十五年三月十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(七通)

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町 長 西岡音吉外七名
紹介議員 村上 義一君

寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当については「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」(昭和二十四年法律第二百号)の規定するところにより、内閣総理大臣が人事院の勧告に基づき、支給地域及び支給額、支給期日、支給方法、その他の必要な事項を定めている。この定めによると、寒冷地手当は一冬期を通じ、北海道、東北、信越、北陸、近畿、中国の寒冷な地域に対し、一級地から五級地に区分を行ない、一冬期を通じて俸給の月額に扶養手当の月額との合計額に対し百分の二十の四月分の範囲内で支給されてお

地の実情にかんがみこれが改善措置を講ぜられたいとの請願。

第一二六六号 昭和三十五年三月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(十通)

請願者 滋賀県八日市市長 山田平治外十名
紹介議員 西川基五郎君

この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一〇五五号 昭和三十五年三月十二日受理
農地被買収者問題調査会設置法案反対に関する請願(六通)

請願者 大阪府池田市城南町二九 西野恒次郎外百八十名
紹介議員 亀田 得治君

今国会に提出されている農地被買収者問題調査会設置法案の目的とするところは、農地を買収された旧地主に対する追加補償とその財源としての解放農地に対する転用税の創設とにあることはあきらかで、これは農地改革の根本精神を否定し、農民を不安と動揺に陥れるものであり、又、本法案がこれまで引き続いて三回も国会に提出されていること自体旧地主が元気づき解放農地を再び奪還しようとする旧地主側からの訴訟が最近多くなつてきたことと転用税創設に対する農民側の不安とが重なり合い、手に入れた農地を早くも農民たちが自ら売却急ぐ傾向が出てきたため農地行政が混乱していることははなはだ遺憾にたえないこと

であるから、本法案はすみやかに廃案とせられたいとの請願。

第一一〇二二号 昭和三十五年三月十四日受理
建設省地理調査所勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 千葉市黒砂町三三九 春山広
紹介議員 荒木正三郎君

建設省地理調査所においては、定員内職員が不足しているため、事業遂行上これら定員内職員と同一職務内容及び責任を持ち、しかも長期にわたつて継続的勤務をしている常勤的労働者(準職員)六十六名と常勤的非常勤職員(臨時職員)三百三十三名が定員外職員として雇用されているから、これらを定員内職員として地理調査所における国家的急務を要する事業遂行に万全を期せられたいとの請願。

第一一〇三三号 昭和三十五年三月十四日受理
建設省地理調査所勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 千葉市稲毛町三ノ一、七二九 伊藤婦美
紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一一〇二二号と同じである。

第一一六八号 昭和三十五年三月十五日受理
建設省地理調査所勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 千葉市黒砂町二四一ノ一四号 森川美枝
紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一一〇二二号と同じである。

第一一三三三号 昭和三十五年三月十四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 熊本県菊池郡西合志 村 坂梨敏行
紹介議員 松澤 兼人君

昭和二十四年五月に「行政機関職員定員法」が制定され、職員の定数が規制されたが、この定数は業務の実態を無視し、単なる政治的配慮によつてなされたため、規制された定数だけでは業務の遂行に支障をきたすところから必然的に定員外職員を生む結果となつた。これら定員外の職員は相当長期にわたり継続勤務しており、仕事の内容と勤務の形態は定員内職員となら異なるところがなく、しかもかわらず、定員外職員の名のもとにきわめて不安定な身分のまま放置され、給与や労働条件に多くの差別的な扱いを受けている。こうした実態はようやく一昨年の通常国会にとりあげられ、その後部分的な定員法の改正をみたのであるが、なお相当の人員が未解決のまま放置されている実情にあるから、すみやかにこれら定員外職員の全員を定員化するよう行政機関職員定員法の一部を改正せられたいとの請願。

第一一三三三号 昭和三十五年三月十四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟市万代島日本海地区 水研内 渡辺まゆみ
紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一三四四号 昭和三十五年三月十四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 横浜市南区井土ヶ谷下 町一四 岩田宏
紹介議員 小笠原三男君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一三五五号 昭和三十五年三月十四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 東京都練馬区関町二ノ甲八七七 舟木隆一
紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一三六六号 昭和三十五年三月十四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大分県速見郡日出町 角田淳子
紹介議員 坂本 昭君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一二六七七号 昭和三十五年三月十六日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 広島県松永市柳津町 市岡裕
紹介議員 永野 護君

この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第一一三七号 昭和三十五年三月十四日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 富山市下木町東邦生命
富山支社内富山県軍人
恩給権擁護連盟内 森
田範正外二千九名

紹介議員 館 哲二君

三回にわたる恩給法の改正にもかかわらず、七十五万名に及ぶいわゆる赤紙
応召者は、恩給受給権を持ちながら加
算停止のため失権のまま放置されてお
り、またこれに関連して遺族扶助料も
受け得ない状態であるが、これではは
なはだしく不公平不均衡であるから、
これら下級軍人及び遺族のため、加算
制を復活して公平な恩給受給の資格を
与えるよう、今国会において必ずこれ
が法制化を図られたいとの請願。

第一一八一号 昭和三十五年三月十
五日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 山口県豊浦郡豊田町大
字殿敷一、〇七一 藤
本茂外四千三百四十八
名

紹介議員 江 藤 智君

この請願の趣旨は、第一一三七号と同
じである。

第一二九五号 昭和三十五年三月十
七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 山口県玖珂郡錦町須川
三、一五三 橋本寿男
外二十六名

紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一一三七号と同
じである。

第一二九六号 昭和三十五年三月十
七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 京都府福知山市岡ノ上
一〇八 山内又兵衛外
五千四百六十名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一一三七号と同
じである。

第一一八三号 昭和三十五年三月十
五日受理

金し勲章年金復活に関する請願
請願者 名古屋市中村区向島町
三ノ一〇 青井新吾外
十六名

紹介議員 草 葉 隆圓君

金し勲章の年金受給該当者の平均年令
が既に八十才に達しているため、これ
ら該当者のうちから全国で毎日五名以
上の死亡者が出ており、現在の生存者
の約一万人も数年後には皆無となるか
ら、昭和三十五年度予算においてぜひ
とも金し勲章年金を復活せられたいと
の請願。

三月二十八日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、自治庁設置法の一部を改正する
法律案

自治庁設置法の一部を改正する法
律案

自治庁設置法の一部を改正する
法律

自治庁設置法（昭和二十七年法律
第二百六十一号）の一部を次のよう
に改正する。

自治省設置法

本則中「自治庁を」「自治省」に、
「自治庁長官」を「自治大臣」に改め
る。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十
三年法律第二十号）第三条第二
項の規定に基づいて、自治省を設
置する。

2 自治省の長は、自治大臣とす
る。

第三条中「資すること」の下に「並
びに消防に関する事務を処理し、も
つて、水火災等による災害の防除に
資すること」を加える。

第四条第十号の次に次の一号を加
える。

十の二 民法（明治二十九年法律
第八十九号）第三十四条の規定
に基づき、所掌事務に係る法人
の設立を許可すること。

第四条第十四号の次に次の五号を
加える。

十四の二 地方公共団体の区域の
変更に関する処分をし、又はこ
れに関する都道府県知事の処分
の届出を受理し、及びこれらの
場合において、その旨を告示す
るとともに、関係行政機関に通
知すること。

十四の三 地方自治法（昭和二十
二年法律第六十七号）の規定に
基づき、都道府県の機関が行な
う処分に関する訴訟を裁決し、

及び都道府県知事の請求に係る
審査の裁定を行なうこと。

十四の四 都道府県が加入する地
方公共団体の協議会又は組合の
設立及び都道府県が行なう機関
の共同設置又は事務の委託を許
可し、並びにこれらに関する規
約の変更を許可し、及び届出を
受理すること。

十四の五 合併市町村の建設に関
する計画の指導その他市町村の
育成及び振興を行なうこと。

十四の六 奄美群島復興特別措置
法（昭和二十九年法律第八十
九号）の施行に関する事務を行
なうこと。

第四条第十六号中「示すこと」を
「示し、並びに町村職員恩給組合連
合会の定数及びその変更を認可す
ること」に改め、同条第二十一号中
「内閣総理大臣を通じて」を削り、同
条第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第四条第三十四号を次のように改
める。

三十四 消防団員等公務災害補償
責任共済基金の定数の変更を認
可し、役員を任命し、及び事業
計画書等を承認すること。

第四条第三十四号の次に次の二号
を加える。

三十四の二 消防施設強化促進法
（昭和二十八年法律第八十七号）
の規定に基づき、市町村の消防
施設に対し補助金を交付するこ
と。

三十四の三 前号に掲げるものの
ほか、消防の組織及び運営に関
する制度を企画し、及び立案

し、消防職員等の教養訓練を実
施し、消防に関する試験研究を
行ない、並びに消防施設の整備
その他消防の運営に関し指導す
ること。

第四条に次の一項を加える。

2 自治大臣は、国家行政組織法第
十六條第一項及び地方自治法（第
二百六十一條を除く。）の規定に基
づく内閣総理大臣の権限の行使に
ついて、内閣総理大臣に助言その
他の援助をすることが出来る。

第五条及び第六條中「長官官房」を
「大臣官房」に改める。

第八条第二項中「庁務」を「省務」に
改め、同条第三項中「内閣総理大臣」
を「自治大臣」に改める。

第九条の見出し及び各号列記以外
の部分中「長官官房」を「大臣官房」に
改め、同条第二号中「長官」を「大臣」
に、「庁印」を「省印」に改め、同条第
十七号中「他局」を「他局及び他の機
関」に改める。

第十条第一号中「補佐すること」を
「助言その他の援助をすること」に改
め、同条第三号中「地方自治法」を
「地方自治法（第二百六十一條を除
く。）の規定」に、「補佐すること」を
「助言その他の援助をすること」に改
め、同条第五号の次に次の二号を加
える。

五の二 合併市町村の建設に関す
る計画の指導その他市町村の育
成及び振興に関すること。

五の三 奄美群島復興特別措置法
の施行に関すること。

第十一条に次の一号を加える。

十一 選挙制度調査会の庶務に関
すること。

第十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十五 固定資産評価制度調査会の庶務に関すること。

第十七条第七号の二を削る。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

(奄美群島復興審議会)

第二十三条の四 自治省に、奄美群島復興審議会を置く。

2 奄美群島復興審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、奄美群島復興特別措置法の定めるところによる。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(外局)

第二十四条の三 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

2 消防庁の組織、所掌事務及び権限は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に総理府及び自治庁の附属機関である機関並びに国家消防本部に附置されている機関で自治省及び消防庁の相当の附属機関となるもの委員(予備委員を含む。以下この条において同じ。)である者は、それぞれ自治省及び消防庁の相当の附

属機関の委員となるものとし、この法律の施行の際現に自治庁及び国家消防本部の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて自治省の職員となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に對してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に對してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。
本則(第四百四十六條第八項及び第九項、第四百四十六條の二、第二百四十六條の三並びに第二百六十一條を除く。)中「内閣総理大臣」

及び「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二百四十六條の三中「内閣総理大臣は、第二百四十五條の第三項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、」を「内閣総理大臣にあつては前条第一項の規定による権限の行使のため必要があるとき、自治大臣にあつては第二百四十五條の三第一項及び第二百四十六條の規定による権限の行使のため」に改め、同条後段を削る。

第二百六十一條第二項中「その日から」を「直ちに当該法律を添えてその旨を自治大臣に通知し、自治大臣は、その通知を受けた日から」に改め、同条第四項中「その結果を」の下に「自治大臣に報告し、自治大臣は、直ちにその旨を」を加える。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六條 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六號)の一部を次のように改正する。

第三十三條第二項及び第四十條中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第四十四條第二項中「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第七條 消防組織法の一部を次のように改正する。
本則中「国家消防本部」を「消防庁」に、「国家消防本部長」を「消防

庁長官」に、「總理府令」を「自治省令」に改める。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十號)第三條

第二項の規定に基づき、自治省の外局として消防庁を置く。

第三條 消防庁の長は、消防庁長官とする。

第四條第十六號を次のように改める。

十六 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第百七號)の施行に關する事項

第四條の二第一項、第四條の三第一項及び第四條の四第一項中「附置する」を「置く」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

(地方財政法の一部改正)

第八條 地方財政法(昭和二十三年法律第百九號)の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第二十一條及び第二十二條中「内閣総理大臣を通じ自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第九條 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一總理府の項中「自治庁」を削り、同表中建設省の項の次に次のように加える。

自治省	消防庁

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第十條 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一號)の一部を次のように改正する。

第一條の表中国立国会図書館支部自治庁図書館の項を削り、国立国会図書館支部建設省図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部自治省図書館

自治省

(行政機関職員定員法の一部改正)

第十一條 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表總理府の項中「国家消防本部」一一八人及び「自治庁」二七〇人を削り、計一一三、五七九人を

計一一三、一九一人に改め、同表中建設省の項の次に次のように加える。

自治省	本省	消防庁	計
	二七〇人	一一八人	三八八人

(總理府設置法の一部改正)

第十二條 總理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七號)の一部を次のように改正する。

自治省	本省	消防庁	計
	二七〇人	一一八人	三八八人

第十五条第一項の表中奄美群島復興審議会の項を削る。

第十七条中「自治庁」を削る。

第十八条の表中自治庁の項を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

「自治庁長官」を「自治大臣」に、「自治庁の職員」を「自治省の職員」に改める。

第五条の二第十六項中「自治庁選挙局」を「自治省選挙局」に改める。

第百八条第一項第一号中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改め、「当選人の住所及び氏名」の下に「内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は、直ちにこれを」を加える。

第百一十一條第一項第一号及び第二号中「通知を受けた」を「通知があつた」に、「内閣総理大臣から」を「内閣総理大臣は自治大臣に通知し、自治大臣は」に改める。

第百九十二條第四項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(町村職員恩給組合法の一部改正)

第十四条 町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条の六中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第七条第四項及び第五項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

(電源開発促進法の一部改正)

第十五条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自治大臣

(自治大学校設置法の一部改正)

第十六条 自治大学校設置法(昭和二十八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自治庁」を「自治省」に改める。

第六条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第十七条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「内閣総理大臣及び大蔵大臣」を「大蔵大臣及び自治大臣」に改め、同条第二項を削る。

(奄美群島復興特別措置法の一部改正)

第十八条 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

本則並びに別表第一及び別表第二中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第七条第一項中「総理府」を「自治省」に改める。

第十一条を次のように改める。
(復興計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第十一条 復興計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行(第五条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定による工事に係る予算の執行を除く。に關する國の事務は、自治省において掌理する。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第十九条 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第二十項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第二)条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第五条を除く。中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第十九条第二項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正)

第二十一条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年

法律百七号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。

附則第十條中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二十二條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「自治庁長官」を「自治大臣」に改め、第五十二條第四項中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

(新市町村建設促進法の一部改正)

第二十三條 新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十七條第十三項、第二十八條第一項及び第二十九條の二第一項を除く。中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

第二十三條第一項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

(国土開発縦貫自動車道建設法の一部改正)

第二十四條 国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「総理府(内閣を含む。、各省」を「総理府(内閣及び自治省を含む。、各省(自治省を除く。))」に改める。

第三条第二項第一号イ中「、都道府県警察に屬する警視正以上の階級にある警察官及び国家消防本部に屬する職員」を「及び都道府県警察に屬する警視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八条中「各省大臣」を「各省大臣(自治大臣を除く。))」に、「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

第百二條第一項中「各省各庁の長」を「各省各庁の長(自治大臣を含む。))」に改める。

第二十六條 総理府(内閣及び自治省を含む。))に所屬する職員(この法律による改正後の国家公務員共済組合法第三條第二項第一号に掲げる職員を除く。))をもつて組織される組合は、政令で定めるところにより、国家消防本部に屬して、職員に係る權利義務をこの法律による改正前の国家公務員共済組合法第三條第二項第一号に掲げる職員をもつて組織する組合から承継するものとする。

(港灣法等の一部改正)

第二十七條 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。

一 港灣法(昭和二十五年法律第

二百十八号)

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）
三 公営企業金融公庫法（昭和三十一年法律第八十三号）
（当せん金附証票法等の一部改正）
第二十八條 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。
一 当せん金附証票法（昭和二十三年法律第四十四号）
二 競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）
三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）
五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）
六 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
七 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）
八 愛知用水公団法（昭和三十年法律第四十一号）
九 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）
十 森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）
十一 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十一年法律第四号）
十二 東北開発促進法（昭和三十一年法律第十号）
十三 労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二十六号）
十四 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）

十五 首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）
十六 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）
十七 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第百八十九号）
十八 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）
十九 昭和三十四年七月及び八月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第七十五号）
（水防法等の一部改正）
第二十九條 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部長」を「消防庁長官」に改める。
一 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）
二 建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）
三 耐火建築促進法（昭和二十七年法律第百六十号）
（地方公務員法等の一部改正）
第三十條 次に掲げる法律の規定中「自治庁」を「自治省」に改める。
一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
二 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）
（国家公務員法等の一部改正）
第三十一條 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部」を「消防庁」に改める。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）
二 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）
三 有線電氣通信法（昭和二十八年法律第九十六号）
四 公衆電氣通信法（昭和二十八年法律第九十七号）
（行政書士法等の一部改正）
第三十二條 次に掲げる法律の規定中「総理府令」を「自治省令」に改める。
一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）
三 入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二二号）
四 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）
第三十三條 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律が施行されるときは、前条第二号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條」に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方

税法の臨時特例に関する法律」とあるのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條」に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」と変更して同条の規定を適用する。
（地方公営企業法等の一部改正）
第三十四條 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。
一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）
二 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）
（政治資金規正法等の一部改正）
第三十五條 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。
一 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）
二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）
三 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第四十二号）
四 地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）
五 特別とん譲与税法（昭和三十一年法律第七十七号）
六 中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百三十八号）
（地方税法等の一部改正）
第三十六條 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に、「自

治庁の職員」及び「自治庁職員」を「自治省の職員」に改める。
一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
二 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）
三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、運輸省設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月五日）

昭和三十五年四月六日印刷

昭和三十五年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局